

鹿児島大学大学院教育学研究科
学校教育実践高度化専攻（専門職学位課程）
（令和3年度開設）

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	5
3. 教育課程の編成の考え方・特色	6
4. 教員組織の編成の考え方及び特色	29
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	34
6. 教育課程連携協議会について	38
7. 施設、設備等の整備計画	40
8. 基礎となる学部との関係	41
9. 入学者選抜の概要	42
10. 取得可能な資格	43
11. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施	44
12. 管理運営	45
13. 自己点検・評価	46
14. 認証評価	46
15. 情報の公表	47
16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	47
17. 連携協力校等との連携	48
18. 実習の具体的計画	51

参考資料

【資料1】開設科目とディプロマポリシー及びかごしま教員育成指標 の対応関係	62
【資料2】教職大学院の実務家教員スタッフによる論文	64
【資料3】教職大学院の専任教員が担当する学内の学部の科目一覧	65
【資料4】小学校教員免許取得プログラムの履修モデル	72
【資料5】鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻 における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関 する規則に係る審査基準の申合わせ	73
【資料6】プログラム別時間割モデル	77

【資料7】校地・校舎等の位置図・配置図	83
【資料8】大学院学生用の研究室見取り図	85
【資料9】令和2年度教職大学院認証評価について	86
【資料10】連携協力校等一覧	87
【資料11】実習単位、実習の主な内容、実習期間・時間、学生の配置 人数	88
【資料12】巡回指導計画〔指導者の配置、人数、役割（内容）、巡回 スケジュール（巡回回数など）〕	92
【資料13】完成年次の授業科目	95
【資料14】各実習の主な期間	101

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 平成 29 年度設置時の設置理念

鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻（教職大学院）は、鹿児島大学第 3 期中期目標・中期計画を踏まえた重点化計画を受けて、平成 29 年度に、次に掲げる理念のもと設置された。すなわち、①教科や教職についての基礎・基本を踏まえた理論と実践の往還による教員養成の高度化、②教科指導、生徒指導、学級経営等の職務を的確に実践できる力を育成するための対応、③「学び続ける教員像」の確立、④大学での「養成」と教育委員会での「研修」といった「分断」ではない新たな体制づくり、⑤自らの実践を理論に基づき省察するための現職研修の新たな取組、⑥学校支援に関わる関係者をはじめとする広く社会全体の力を結集した取組、⑦「アクティブ・ラーニング」への転換を踏まえて、教員の資質向上を図り、また他の教員と効果的に協働したり、学校管理職として、教育行政職として、先輩教師として、あるいは同僚教師として、「チーム学校」を協働的かつ効果的に組織・運営することのできる教員の養成の 7 点を掲げ、鹿児島県教育委員会との連携のもと、スタートした。

この設置理念を受けて、「人と人」、「学校と学校」、「アイデアとアイデア」を「つなぐ」という発想のもと、教職大学院がもつコンサルテーション機能（多様な専門性を有する大学スタッフとの協働）とシンクタンク機能（多様な情報や事例・知恵の収集と活用）を、教育現場で活用するという基本コンセプトを打ち出した。そして、この基本コンセプトを踏まえ、自己の価値観・知識を批判的に見直し、課題研究だけでなくすべての授業や実習において協働的な学びを提供し、振り返り（リフレクション）を行うことで、人々がもつ様々な観を解体して作り直すというメンタルモデルの再構築を図っていくことを目指した。また、この基本コンセプトを受けて、本学教職大学院のディプロマポリシーを次のように定めた。

<鹿児島大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）ディプロマポリシー>

鹿児島大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）は、全学の学位授与の方針及び教育学研究科の教育目標に鑑み、以下に挙げる能力を身につけた者に専門職の学位を授与します。

- ・教科指導や生徒指導、学級経営等の職務を的確に実践できる能力
- ・学校での諸課題に対し、チーム学校の一員として対応できる能力
- ・自らの実践を理論に基づいて省察できる能力
- ・アクティブ・ラーニングの視点から授業改善やカリキュラム・マネジメントを考えることができる能力
- ・現場の課題を設定し、解決のための方策を探求できる能力

これらの能力を培うために、また、上述した基本コンセプトの実現を図るために、

本学教職大学院の教育課程編成においては、次の5点を特色として打ち出している。

- ・ 現職教員学生と学部新卒学生が共に学ぶ1コース制
- ・ 特色ある実習科目（高度化、重点領域、開発）
- ・ 共通科目5領域すべてにユニバーサルデザインの視点
- ・ 実習科目を核として、共通科目や選択科目が連動
- ・ 2年間を通じてのリフレクション

これらの特色を実現化するにあたって、鹿児島県教育委員会とも協議を重ね、開設後、以下の取組を実施するに至った。

まず、ほぼすべての授業が研究者教員と実務家教員の協働（チームティーチング）で実施され、学生同士及び学生と教員とのディスカッションやグループワークを含むアクティブ・ラーニングで行うことである。講義形式で進められることもあるが、基本的には、知識を取り込むことよりも、問いを立て、情報を収集・活用し、新たな知を生み出す学びを提供している。Society5.0の時代に生きる子どもに求められるこうした力を育成するには、教師自身がこうした力を身に付け、実践できなければならない。

次に、鹿児島の教育ニーズである指導力向上や少人数教育、特別支援教育のテーマを取り入れている点である。鹿児島県教育委員会は、鹿児島の教育ニーズと課題として、学力格差、少人数教育、生徒指導、学力向上、特別支援教育の5つを挙げている。特に、南北600kmと広範囲な地域を抱える鹿児島県における喫緊の課題は、地域による学力格差を縮小し、学力を底上げすることである。そのためには、不登校やいじめなどの問題を解消し、様々な背景をもつ児童・生徒に応じた学びを提供していくことが目指され、そうした中で生徒指導、少人数教育や特別支援教育に力を入れる必要が出てくる。本学教職大学院では、離島へき地での教育の質を向上させるという課題を解決するための手段や資質を身に付けるために、ICTを活用した授業（遠隔授業）や、小規模校及び特別支援学校での実習を採り入れた。

さらに、教職大学院で得た学びを、学生だけに閉じるのではなく、学生の勤務校や地域に波及させるために、スタッフが勤務校や特色ある学校に出向いて授業を行うことを採り入れた。具体的には、平成30年度から学校サポートプロジェクトと称して、学びづくり、生徒指導、校務・校内研修、小中一貫教育の4プロジェクトを立ち上げ、教員スタッフが継続的に学校に入り、授業研究や職員研修などを支援するとともに、学生の実習に位置づけ関与することで、次年度以降の自らの課題研究に係る実践に活かすことができている。

このように、本学教職大学院の取組は、ユニバーサルデザインの視点を持ち、教科を超えた横断的な学びを、小中学校の現職教員やこれから小・中学校の教員を目指す

学部新卒学生に提供してきた。しかし、その一方で、教科特有の専門性や特別支援教育の専門性を十分に提供できていない現状がある。本学教職大学院に入学してくる現職教員学生や学部新卒学生の中にはそうしたニーズを持っている者もいる。もっとも、これに関しては、これまで修士課程（教育実践総合専攻）が担い、教職大学院が開設される前から、高等学校教員などに対しても一定程度の成果を上げてきた。

(2) 本学教職大学院改組の背景

そのような中、平成29年8月29日に有識者会議報告が出され、教員養成・教員研修の機能強化が謳われた。具体的には、教員養成機能の修士課程からの移行、学校現場の実情に即した実践的な教科領域の教育の導入、学部と教職大学院との一体化、学校外の資源や「理論と実践の往還」の手法等を活用した最新の教育課題への対応、教職大学院を活用して、教員の養成のみならず現職教員の教育・研修の機能も強化することが挙げられた。

その中で、教職大学院に対しては、高度専門職業人としての教員養成の中心として、養成・採用・研修を一体的にとらえた教職生活全体を支える観点からの新たな役割の提示と、それぞれの教職大学院が強みや特色を発揮しつつそれに応えていくことが求められている。また、教職大学院の教育成果を大学側がエビデンスに基づきわかりやすく示すことができていない例もあり、教職大学院の存在に対する世間の認知度は必ずしも高くないこと、教職大学院では、従来の修士課程では十分に組み込まなかった、学校現場での実習や実際の教育実践を題材とした「理論と実践の往還」を取り入れた教育の導入が求められていることが課題として挙げられた。さらには、教科領域についての学修ニーズが高まっていることや、これまで以上に、学部と教職大学院との一貫性ある教育がより一層強く求められることが示された。

これらはいずれも、最終的には教職大学院を核とした教員養成と教員研修の一体化を目指しており、各教職大学院はこれらの課題とニーズにどのように対応するのかを求められた。

本学教職大学院は、開設段階で設置理念を達成するために、特定の教科によらない教科横断的な指導法開発を目指してきた。また、特別支援教育においても、特定科目に閉じた形で学ぶのではなく、幅広く特別支援教育を意識できるように、共通科目5領域すべてにユニバーサルデザインの視点を採り入れた。離島へき地を多く抱える鹿児島県においては、どの学校でも特別支援教育を推進していけるようにしていくためにも、鹿児島県のすべての教員に特別支援教育の資質を身に付けてもらう必要性があったからである。

しかし、有識者会議報告に沿ってさらに機能強化を図っていくためには、設置理念

を維持しつつも、可能な限り、鹿児島県の教育ニーズに応えていかねばならない。特に鹿児島県からは、学力向上への取組が重点課題であり、地域格差をなくしつつ学力を向上させるためのノウハウが教職大学院には求められている。そのためには、現在、修士課程がもつ特定教科の専門性及び特別支援教育の機能を教職大学院に移行していく必要がある。

(3) 教職大学院改組の必要性

これまで本学大学院教育学研究科は、教育実践総合専攻（修士課程）と学校教育実践高度化専攻（教職大学院）の2専攻から構成されてきた。教育実践総合専攻は、教育学部の基礎の上に広い視野にたって精深な学術を修め、教育の諸分野に係る学問・芸術に関する研究能力を養い、現代における複雑な教育実践上の諸問題に的確に対応しうる高度の専門的能力と識見を備えた人材を養成することを目的とする。一方、学校教育実践高度化専攻は、学校教育の現状や課題を俯瞰・分析できる資質及び地域の特性を活かしてそれらの課題を具体的に解決するための実践力を養成し、省察を繰り返しながら、他者と共同して活躍できる高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成することを目的とする。両専攻とも、それぞれの教育目的を達成するために、独自の教育プログラムを構築し、学校教員をはじめ、多くの人材を輩出してきた。

特に、教育実践総合専攻は、平成29年度に教職大学院が設置されるまで、現職教員の学びの場として彼らの教育ニーズに応えてきただけでなく、各学生はそこで得た研究成果をベースにして、修了後は指導的な立場として鹿児島県の教育に貢献してきた。教職大学院設置後は、高等学校教諭を中心に教科の専門性をより深めるべく研究と教育に傾倒してきた。

このように、教育学研究科は修士課程開設以来、鹿児島県内外の学校教育に貢献し、専修免許を取得した現場教員を多く輩出し、その一部は管理職として学校運営だけでなく鹿児島県内の教育力の向上に寄与してきた。その点で、今後、教職大学院は、修士課程が担ってきた高度専門職としての養成機能を移すことで、これまで以上に充実したカリキュラムを提供していくことが求められよう。

ところで、教職大学院の設置段階で、鹿児島県教育委員会からは、地域の教育的課題を解決するミドルリーダーの養成を期待された。この期待に応えるには、教員養成と教員研修を一体的に担うことが求められる組織が必要であり、県内で唯一の本学教職大学院でしか叶わないと言える。ただし、設置時の組織では、高等学校教員や特別支援学校教員の高度化を図るまでの機能は十分に備えていないため、修士課程の機能を移すことで実現を図ることが可能であると考えられる。

(4) 教育研究上の目的

上述した設置時の設置理念を踏まえ、引き続き「学校教育の現状や課題を俯瞰・分析できる資質及び地域の特性を活かしてそれらの課題を具体的に解決するための実践力を養成し、省察を繰り返しながら、他者と共同して活躍できる高度な教育専門職としての初等中等教育教員を養成する」ことを目的とする。

(5) 養成する人材像

上記の目的のもとで、鹿児島大学教職大学院では、次のような人材を養成する。

学部新卒学生

初任期に求められる基礎的な実践力に加え、実践の省察を通して学校という組織の構成員として協働力や発信力、俯瞰力を発揮し、将来の学校改革や授業改善を牽引できる教員

現職教員学生

ミドルリーダーとして、支援力を含む協働力、他に効果的に影響を与え得る発信力を発揮するだけでなく、状況や事態をメタ認知的に把握する俯瞰力、児童・生徒に対してだけでなく同僚教員に対する効果的な指導力をもって、学校改革や授業改善を牽引できる教員

(6) 改組後の学位授与方針（ディプロマポリシー）

修士課程の機能を移すものの、設置段階の基本的な理念を踏襲することから、ディプロマポリシーについては、以下のとおりとする。なお、3ポリシーの整合性を高めるために、一部文言の修正を行った。

鹿児島大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻（教職大学院）は、全学の学位授与の方針及び教育学研究科の教育目標に鑑み、以下に挙げる能力を身につけた者に専門職の学位を授与します。

1. 学校教員に求められる職務を責任感と倫理観をもつて的確に実践できる能力
2. 学校の教育課題に対し、学校の一員として協働して取り組み対応できる能力
3. 自らの実践を理論に基づいて省察できる能力
4. アクティブ・ラーニングの視点から授業改善やカリキュラム・マネジメントを考えることができる能力
5. 学校教育に係る課題を設定し、解決のための方策を探究できる能力

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科、専攻等の名称

今日そしてこれからの時代に求められる高度な教育実践と生涯学び続ける省察的実践家としての教師のあり方を指向し、それを具体的に体現するという理念を表現し、名称を「学校教育実践高度化専攻 (Professional Development Program for School Teachers)」とする。

(2) 学位の名称

高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成を目的とした教職大学院の課程であることを踏まえて、既設の修士課程との違いを明確にするため、英語名称については、「専門職」を意味する「Professional」を明記することとし、学位の名称を「教職修士 (専門職) (Master of Education(Professional))」とする。

3. 教育課程の編成の考え方・特色

本学教職大学院では、設置時の理念を踏まえ、「人と人」、「学校と学校」、「アイデアとアイデア」を「つなぐ」という発想のもと、教職大学院がもつコンサルテーション機能 (多様な専門性を有する大学スタッフとの協働) とシンクタンク機能 (多様な情報や事例・知恵の収集と活用) を、教育現場で活用するという基本コンセプトを実現するために、引き続き、現職教員学生と学部新卒学生が共に学ぶ1コース制を維持する。

教育課程実施の方針 (カリキュラムポリシー) については、上述したディプロマポリシーに掲げた人材を育成するために、以下に掲げる方針を立てている。

1. 高度専門職業人として、教師の専門業務に必要な深い学識と卓越した能力、および責任感と倫理観を養成する体系化した教育を展開
2. 将来、学校において指導的な役割を担う教師を養成する教育を展開
3. すべての授業科目において「省察する力」「コミュニケーション力」の高度化が実現できる系統的・横断的なカリキュラムを編成
4. 学外との連携を通して、地域の特色を活かした実習を組織するとともに、すべての授業科目が個々の実習と有機的に関連し合うカリキュラムを編成
5. 共通科目や選択科目では、学生個人の教職における課題だけでなく、鹿児島県の学校を中心とした教育課題を設定し、解決のための方策を探究する科目を提供

改組にあたっては、学校サポートプロジェクトや、南九州プラットフォームと教職員支援機構との合同セミナー、テレビ会議システムを使った遠隔授業や教員研修、離島や特別支援学校での実習 (「重点領域実践実習 I・II」) といった本学教職大学院と

して独自に取り組んできたことを活かす。その上で、①教科教育（教授－学習）研究プログラム、②学校研究プログラム、③特別支援教育プログラムの3つの学修プログラムを提供するが、その考え方については、以下のア～キの考えに基づき、体系的な教育課程を編成していく。まず、アでは、理論と実践の融合を図る上でコースの中心となる「教職課題研究Ⅰ・Ⅱ」（特別支援教育プログラムにおいては、「特別支援教育教職課題研究Ⅰ・Ⅱ」）の位置づけを、イにおいては、現職教員学生と学部新卒学生が、校種や教科（及び特別支援教育）の専門性を超えて学び合う共通科目5領域の位置づけを、ウでは、選択3領域の位置づけを、エ・オでは、ディプロマポリシーに加え、かごしま教員育成指標にも準拠していることを明確にする。カでは、選択領域を中心とした3つの学修プログラムについてその体系性について、キでは、実習の事前・事後に履修すべき学修・習内容の考え方を概説する。

ア 学校教育に関する「理論と実践の融合」をどのような仕組みで担保するのか、具体的な方策

本学教職大学院は、理論と実践の融合を図るために上述した5つの特色をもたせた。それは、中教審「今後の教員養成・免許制度の在り方について（平成18年7月答申）」で示された「理論と実践の融合」が先行した他大学の教職大学院で必ずしも機能していないという指摘があったためである。そこで、本学教職大学院では2年間の学びにおいて、理論を学ぶ時期と実践を学ぶ時期を分断させずにカリキュラムを構成してきた。また、共通5領域科目または選択科目と、実習科目の架け橋となるべく省察科目「教職課題研究Ⅰ・Ⅱ」を開設した。

入学時点で探究したい課題を持ってきた学生には、この「教職課題研究Ⅰ」の中で、本学教職大学院が提供する全科目のシラバスを参照し、自分の探究課題と、提供される科目との関係を可視化する「関心相関マップ」を作成させている。最初は雑然としたマップではあるが、共通科目や選択科目及び、1年次4月末から始まる「高度化実践実習Ⅰ」での学びを通してこのマップは徐々に洗練されていく。「教職課題研究Ⅰ」では随時、「関心相関マップ」を見直す機会を設け、自らの探究課題を教員スタッフ、他の学生と対話しながら練り上げていく。そのイメージは、「学びほぐし(unlearn)」あるいは「メンタルモデルの再構築」とも言える活動である。「学び」そのものは、知を紡いでいく中で徐々に洗練され型を構築していく営みであると考えられる。しかし、それは同時に、「学びの凝り」を生み出し、特定の視点やアプローチに傾倒する営みでもある。そこで、本学教職大学院では、共通科目や選択科目、実習科目を通して、様々な知の機会を提供し、それぞれの科目の中であるいは省察科目の中で、「学び」をほぐし、様々な視点や観点を取り込むことで、学生の子ども観や教育観など多様な

「観」の再構築を促してきた。それは、設置時の設置計画書にも記したが、単に理論と実践の往還だけではできないと考える。なぜならば、「理論知」と「実践知」は、それぞれ独立して存在するものではなく、その認識過程において相互に影響し合って構築されるものだからである。

この理論と実践の融合の在り方については、2年次で履修する「教職課題研究Ⅱ」で引き続き展開される。2年次の学びは、学校現場での実習とその省察を中心に行われる。1年次に立てた探究課題について、現職教員学生は自身の勤務校で、学部新卒学生は、現職教員学生の勤務校や附属学校及び代用附属学校で、実習を通して探究し続けるだけでなく、研修の企画や授業コンテンツなどの開発にも取り組む。これらの取組では、現職教員学生においては、学校の他の教職員を巻き込み、彼らにも理論と実践の融合が図れるような波及効果を期待する。そのためには、改組後は、教科専門及び教科教育や特別支援教育を専門とする教員スタッフも加わり、チームで勤務校に赴き、学校の求めに応じて、その勤務校での研修にも継続的に関与する。一方、学部新卒学生に対しては、その後の教員生活を見据え、将来、中核的な教員になって効果的に他の教員に影響を与えられるような体験と省察の場を提供してきたが、教科の専門性に閉じず、広く教師としての資質を高度化させていくことを目指してきた。そこで改組後は、これまでの方向性を維持しつつ、教科の指導法や特別支援教育の専門性も深めていける機会を提供していく。

イ 体系的な教育課程の編成及び必置5領域の編成の考え方並びに当該全領域にわたって授業科目が開設されていること

上述したように、「教職課題研究Ⅰ・Ⅱ」（特別支援教育プログラムにおいては、「特別支援教育教職課題研究Ⅰ・Ⅱ」）を中心に、各科目及び科目相互に理論と実践の融合が図れるように配慮した体系的な教育課程を編成し、必置共通科目5領域については、これまでより必修単位数を減じる（20単位→16単位）ものの、「教育課程編成」「教科等の指導方法」「生徒指導・教育相談」「学級・学校経営」「学校教育と教員のあり方」をまんべんなく学べる仕組みを作る。具体的には、どのプログラムにおいても、共通科目5領域から16単位以上（各領域から必ず2単位以上）履修することとし、現職教員学生と学部新卒学生が、校種や教科（及び特別支援教育）の専門性を超えて学び合う場の構築を図る。

ウ 教職大学院の特色や得意領域、教育目標を踏まえ、どのような考え方で編成するのか

上記に示した基本的な考え方を踏まえ、現在、選択分野として掲げている「指導法

深化分野」、「学校研究分野」、「組織経営分野」の3分野に特別支援教育を入れて再編し、「教科教育（教授－学習）研究領域」、「学校研究領域」、「特別支援教育領域」の3領域とし、選択科目の履修をもってプログラム化する。

まず、「教科教育（教授－学習）研究領域」であるが、本学教職大学院ではこれまで「指導法深化分野」での学びを通して、授業実践と教材開発に係る専門性の深化を目指してきた。改組後は、特定教科の内容や指導法、具体的には、各教科の授業設計や実施、評価に代表される授業デザインの開発から、これまでの自身の授業を省察する授業研究の手法までを取り入れることで、時代の変化と地域の特性、子どもの実態に応じた授業を探究・開発し続けることができる専門性と実践的能力の獲得を目指す。ここに、研究者教員を中心に教科専門と教科教育のスタッフの協働によって各教科の科目を立ち上げる。また、教科横断的科目群では、次世代型教育コンテンツの開発を教員と受講生とが共同的に進める科目（「次世代型教育コンテンツの開発Ⅰ・Ⅱ」）を新たに開設する。コンテンツ開発を通して、受講生がSociety 5.0に対応できる教育実践に必要な資質・能力を高めていくことが期待される。

次に、「学校研究領域」であるが、これまで、「学校研究分野」と「組織経営分野」に分かれていた2つの分野をまとめて1領域とする。

「学校研究分野」では、これまで、自律的学校経営のもとで、学校での教育活動とそれに係る各種実践・研究の開発、展開を目指してきた。具体的には、学力保障をはじめとする子どもの学習権の保障実現に向けたカリキュラム開発をはじめ、学校や子どもの状況に応じた学習開発と授業研究の進め方、授業、特別活動、生徒指導など、学校における教育的営みを進めていく際の学校研究や校内研修の手法について、実践的な事例研究を通じて理解を深め、各学校で実践していく際の企画・運営・実施の方法を身に付けることを目指してきた。

一方、「組織経営分野」では、これまで、学校の組織・経営に関する理解を深めるとともに、時代の変化と地域の特性に応じた学校経営、学級経営を進めていくことのできる専門性と実践的能力の獲得を目指してきた。離島へき地の小規模校から市街地の大規模校まで含めた鹿児島県の多様な地域的特性を活かした学校経営、組織開発並びに学級づくりを進めること、さらには学校安全、危機管理について対処できる姿勢と実践的能力を獲得することを目指してきた。

このように、「学校研究分野」と「組織経営分野」は、学校における教員及び教員組織の多様な業務の企画・運営・実施・評価を扱う点で共通していることから、改組後は、「学校研究」と称して1領域にまとめ、学校に効果的な影響を与えられる研修環境づくりや授業研究の方法などを考案できる力量を身につけさせたい。

新設される「特別支援教育領域」であるが、広域にわたる鹿児島県の地理的特徴を

踏まえた上で、特別支援教育を波及させられる人材を養成するために、特定の障害種に関する高度な専門的知識や指導方法等に加え、重度・重複化への対応、発達障害の理解・対応など地域の小・中学校における特別支援教育のコーディネートや、特別支援学校のセンター的機能を総合的にコーディネートするために必要な知識や技能を身につけさせたい。

なお、3領域の選択科目はいずれも取得可能ではあるが、入学時のニーズに応える形で、各領域を重点的に学べるよう学修プログラムを提示する。重点的に特定領域を学ぶ方法としては、コース化というのも考えられるが、本学教職大学院の教育課程編成における特色を踏まえ、現行どおり敢えて1コースの中で学びを提供していく。これまで、現職教員学生と学部新卒学生と一緒に学び、実習などの機会の中でメンタリング関係を構築してきた。その際、現職教員学生はメンターあるいはロールモデルとして、若手教員のキャリア向上を指導支援し、一方、学部新卒学生はメンティーとして、先輩教員とコミュニケーションを図り、自身や学校の問題解決に関与してきた。コース化していくと、そのコースの中で学びやコミュニケーションが閉じてしまうことになりかねない。こうしたことを避ける意味でも、たとえ特別支援教育であろうと1コースの中で展開していくことを目指す。

エ 各授業科目の履修により培う、ディプロマポリシー及びかごしま教員育成指標を踏まえた資質能力

本学教職大学院では、開設以来、開設する全科目において、ディプロマポリシーを踏まえた到達目標の設定及び、ディプロマポリシーとの対応関係、ルーブリックの作成を行っている。改組にあたっては、これに加え、平成30年度に鹿児島県教育委員会が作成した「かごしま教員育成指標」とも照らし合わせて、資質能力を整理した(【資料1】)。

教諭等向けの「かごしま教員育成指標」は、養成期(採用前)、初任期(1～5年経験相当)、発展期(6～10年経験相当)、充実期(11～20年経験相当)、円熟期(21年以上経験相当)に分けられるが、本学教職大学院に進学する学部新卒学生に対しては初任期を、現職教員学生については充実期を中心にその資質能力を整理できる。求められる資質としては、大きく「学習指導力」、「生徒指導力」、「連携協働力」、「課題対応力」に分けられ、これらはそれぞれ下位レベルの資質から構成されている。

【資料1】で明らかなように、改組後の教育課程はかごしま教員育成指標で示す四つの資質能力を網羅できているが、具体的にそれぞれの科目がどのような資質能力の高めるものになっているのか、以下に<一般目標><到達目標>を設定する。なお、これらの目標については、「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成18

年7月11日中央教育審議会答申)を参照し、設定されているものである。

オ 授業科目の履修により修得させるべき資質能力として設定する一般目標・到達目標及び、ディプロマポリシー、かごしま教員育成指標との対応関係

(1) 共通科目「教育課程の編成・実施に関する領域」

【授業科目】

- ・学校を基盤とするカリキュラム開発
- ・特色ある教育課程とそのデザイン
- ・特別支援教育とカリキュラム・マネジメント

【一般目標】

- ・教育課程全体の編成手続き等について学習する。
- ・優れたモデルの分析結果と鹿児島県の事例分析を比較・検討し、学校を基盤としたカリキュラム開発の意義や要点について、総合的に探究する。
- ・教育課程の全体像を構築・批評する力量を培う。
- ・多様なニーズや社会的・地域的背景及び特色を踏まえた教育課程（年間指導計画や単元例を含む）の具体について、整理・表現する。
- ・連携協力校を含め、鹿児島県の地域性・社会性を反映したトピックとして、離島域を含む特別支援教育にも対応するユニバーサルデザイン教育、小規模校、ICT、総合的な学習、小中一貫教育などを設定し、そのトピックに特化した、具体的なカリキュラムをデザインする。
- ・特別支援教育法制を理解した上で、学習指導要領の内容を把握し、実際の指導案や個別の指導計画の作成を行える。
- ・授業研究の方法を理解し、それらを用いた授業改善やカリキュラム・マネジメントを実施することができる。

【到達目標】

(学部新卒学生・現職教員学生共通)

- ・カリキュラム開発等の諸理論や、その意義、要点を理解できる。
- ・特色あるカリキュラムの意義、要点、そのデザイン方法を理解できる。
- ・特別支援教育に関連した学校教育法制の概要を説明できる。
- ・特別支援学校学習指導要領に基づいた学習指導案や個別の指導計画の作成ができる。
- ・カリキュラム・マネジメントポイントについて説明ができる。

(学部新卒学生)

- ・学力向上など、全国的に優れた複数のモデルや事例を理論的に分析し、学校を基盤としたカリキュラムの多様性や特徴を理解・分析できる。

- ・カリキュラム（単元レベル）を事例や理論を活用してデザイン・修正できる。

（現職教員学生）

- ・連携協力校のカリキュラムを分析し、その特色や課題を理論的に整理した上で、具体的な編成手続きや要点を理解し、その開発力量を高めることができる。

- ・カリキュラム（複数学年・教科横断的）を、事例や理論を活用してデザイン・修正できる。

（2） 共通科目「教科等の実践的な指導方法に関する領域」

【授業科目】

- ・教材研究，指導方法，評価に関する実践的課題とその改善

- ・ICT活用と授業デザイン

【一般目標】

- ・各教科・領域等の教育における教科目標及び指導内容に係る専門的知見を踏まえながら、自己の教科観や児童・生徒観を省察できる。

- ・学習指導要領や先行研究、先行実践などについての学びを通して、基礎的な学習指導理論を理解し、活用できる。

- ・かごしま教員育成指標を踏まえ、「学習指導力」「課題対応力」に係わる資質・能力を、院生各自の育成ステージに応じて身に付け、向上させることができる。

- ・学校・教室の環境や状況に即して ICT 機器等を自在に活用し、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びをデザインできる実践的力量を高めることができる。

【到達目標】

（学部新卒学生）

- ・資質・能力の育成の観点から、ユニバーサルデザイン、アクティブ・ラーニング、少人数教育、小中一貫教育等の視座から、各教科・領域における教材研究、指導方法、評価の在り方について理解を深めるとともに、単元レベルでの授業を構想できる。

- ・かごしま教員育成指標における「学習指導力」「課題対応力」に係わる資質・能力等をふまえ、初任期段階の教師に一般に求められる学習指導の構想・実施、展開、評価・改善に係る資質・能力を身に付け、向上させることができる。

- ・教育の情報化の目的と ICT 活用の意義を理解し、協働学習や個別学習での ICT 活用の効果と課題について理解を深め、主に教師の ICT 活用を取り入れた個別学習や協働学習の授業を構想し、初任期段階に必要な ICT を活用して指導できる実践的な

能力を身につけることができる。

・学習の基盤となる情報活用能力育成の意義について理解し、初任期段階の教師に必要な各教科等での具体的な指導方法や評価の在り方について理解を深め、情報教育やプログラミング教育の授業を単元レベルで構想できる。

(現職教員学生)

・資質・能力の育成の観点から、ユニバーサルデザイン、アクティブ・ラーニング、少人数教育、小中一貫教育等の視点を踏まえて、各教科・領域における教材研究、指導方法、評価の在り方についての理解を深めるとともに、単元レベルでの授業を構想できる。

・かごしま教員育成指標における「学習指導力」「課題対応力」に係わる資質・能力等をふまえ、院生各自の育成ステージに応じて求められる、学習指導の構想・実施、展開、評価・改善に係る資質・能力を身に付け、向上させることができる。

・教育の情報化の目的と ICT 活用の意義を理解し、協働学習や個別学習での ICT 活用の効果と課題について理解を深め、児童・生徒の情報端末活用を取り入れた個別学習や協働学習の授業を構想し、授業中の ICT 活用を支援・指導できる実践的な能力を身につけることができる。

・学習の基盤となる情報活用能力育成の意義について理解し、各教科等での具体的な指導方法や評価の在り方について理解を深め、情報教育やプログラミング教育の授業や関連する教員研修を構想できる。

(3) 共通科目「生徒指導・教育相談に関する領域」

【授業科目】

- ・教育相談の方法と実践
- ・学校における生徒指導の実践と課題
- ・発達障害児の心理臨床

【一般目標】

- ・生徒指導の諸課題について理論的枠組と関連づけて理解し省察するとともに、組織的かつ計画的に実践できる。
- ・一人ひとりの児童生徒の個性や発達の違いを考慮した教育相談活動を組織的かつ計画的に行うことができる。
- ・障害と支援の基本的な考え方及び各種発達障害の臨床像と心理特性について理解できる。

【到達目標】

(学部新卒学生、現職教員学生共通)

- ・発達障害の概念と障害特性の概要について理解し説明できる。

- ・個々の教育的ニーズを心理特性との関連で理解する視点を有し具体的に検討できる。

- ・周囲の人による理解の促進・啓発について考えることができる。

(学部新卒学生)

- ・生徒指導の具体的課題について理解し省察するとともに、組織の一員として協働的に実践できる。

- ・教育相談で求められる共感的な関わり方を理解するとともに、それを支援チームの一員として具体的課題の中で実践できる。

(現職教員学生)

- ・生徒指導の諸課題について多面的に理解し省察するとともに、コーディネーターとして組織的に実践できる。

- ・支援チームを組織して具体的課題の解決にあたりるとともに、学校全体としての教育相談を計画・運営できる。

(4) 共通科目「学級・学校経営に関する領域」

【授業科目】

- ・学級経営の実践と課題
- ・自律的学校経営の理論と実践

【一般目標】

- ・学級経営の目標や内容がどのように学校の教育目標や学年目標などに関連づけられているのか、各教科・道徳・総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、保健指導などが、個々の児童・生徒のニーズを踏まえた上で、どのように統合され効果的に指導されているのかを理解することができる。

- ・学校教育をめぐる現代的課題についての見識を深め、今後学校や教職員に求められる経営手法や力量について、日本の学校組織や経営に関する学術的研究知見と学校現場での実際の実践事例に基づき論じることのできる専門的力量を身につけることができる。

【到達目標】

(学部新卒学生、現職教員学生共通)

- ・学級経営の目標や計画、課題について、受講者の作成した学級経営案やさまざまな実践事例を検討しながら、学級経営に関する実践力を身につけることができる。

- ・公教育および学校教育が現在直面している種々の課題についてその特徴を把握することができる。

- ・他者と協働しながら探究を進めていく力と対話をファシリテートしていく技術を獲得できる。

(学部新卒学生)

- ・ユニバーサルデザインに基づく学級経営の基本と課題について理解を深めることができる。
- ・公教育の果たす役割と自律的学校経営に求められる要件を理解することができる。
- ・学校組織の特質と自律的学校経営の実現において求められる教員の役割について理解することができる。

(現職教員学生)

- ・これまでの自らの学級経営を客観的に分析し課題を整理するとともに、効果的な改善策を立案できる。
- ・これからの学校に求められるマネジメントの手法や先行事例にみられる成功要因を理解することができる。
- ・自律的学校経営に求められる管理職ならびに教員の力量について、その中身と育成方法を論じることのできる専門的見識を獲得することができる。

(5) 共通科目「学校教育と教員のあり方に関する領域」

【授業科目】

- ・学校教育の役割と教師の成長
- ・鹿児島における学校教育と教員のあり方
- ・インクルーシブ教育における教師の専門性

【一般目標】

- ・学校教育が担っている社会的役割と教師の専門性について見識を深め、教職に携わる者としての自己のあり方を省察し、今後の自己成長に係る機会を自ら創出することができる。
- ・鹿児島県の地理的・歴史的・社会的な特徴を踏まえた学校教育と教員のあり方について理解を深め、とくに鹿児島県の教育上の諸課題に係る具体的・実践的な解決策を構築できる力量を高めることができる。
- ・インクルーシブ教育時代において教師に求められる資質や専門性を、その養成と維持、キャリアアップの観点から検討し理解を深め、課題に向き合い、自らを省察し、インクルーシブ教育における教師の専門性の維持向上に対して具体的課題を見出し主体的に対応することができる。

【到達目標】

(学部新卒学生)

- ・教師に普遍的に、とくにインクルーシブ教育時代に求められる資質・力量、専門

性について理解を深めるとともに、鹿児島県の教育の諸課題を注視し、課題解決の方途を構築することができる。

- ・かごしま教員育成指標における「学習指導力」「生徒指導力」「連携協働力」「課題対応力」に係わる資質・能力等をふまえ、初任期段階の教師に一般に求められる学習指導の構想・実施、児童生徒の理解・指導、同僚性と自らの成長、特別支援教育の推進、新たな課題への対応に係る資質・能力を身に付け、向上させることができる。

- ・教師としてのアイデンティティと力量形成の方途について理解を深めることができる。

- ・鹿児島県の教育課題の解決策について、ユニバーサルデザイン、ICT、アクティブ・ラーニング、少人数指導、小中一貫教育、中高一貫教育等の視点を取り入れながら考察することができる。

- ・インクルーシブ教育の授業で得た知見を活用して教師の専門性向上に貢献できる態度を養うことができる。

(現職教員学生)

- ・教師としての自身の変容・成長の軌跡を多角的に分析する方法を獲得するなかで、インクルーシブ教育で得た知見を教師の専門性向上に生かす態度も身に付けるとともに、鹿児島県の教育力を底上げするための有効な、建設的で具体的な方策等を提案ができる。

- ・かごしま教員育成指標における「学習指導力」「生徒指導力」「連携協働力」「課題対応力」に係わる資質・能力等をふまえ、院生各自の育成ステージに応じて求められる、学習指導の構想・実施、児童生徒の理解・指導、同僚性と自らの成長、特別支援教育の推進、新たな課題への対応に係る資質・能力を身に付け、向上させることができる。

- ・教師集団全体の専門性向上に求められる要件を理解し、その方略について計画できる。

- ・鹿児島県の教育課題の解決策について、ユニバーサルデザイン、ICT、アクティブ・ラーニング、少人数指導、小中一貫教育、中高一貫教育等を取り入れた教育施策の実施状況等について、把握し理解することができる。

- ・インクルーシブ教育の授業で得た知見を活用して教師の専門性向上を図ることができる。

(6) 実習科目「高度化実践実習」

【授業科目】

- ・高度化実践実習Ⅰ
- ・高度化実践実習Ⅱ
- ・特別支援教育高度化実践実習Ⅰ
- ・特別支援教育高度化実践実習Ⅱ

【一般目標】

- ・これまでの実務経験（実習経験含む）で得た学びを拡充することを目的とする。経験や学びを振り返る視点を獲得するために、学校観察及び実務の補佐を行う。学校経営や組織全体像、とりわけ各業務（教育課程経営、研修、生徒指導、学級経営等）の内容や、その遂行において求められる専門性について確認する。
- ・これまで取り組んできた実践や職務等を振り返り、自らの探究課題を設定し、その改善方策を多面的・実践的に検討する。

【到達目標】

（学部新卒学生、現職教員学生共通）

- ・特別支援教育など、新たな教育実践の動向を踏まえて、授業等の実践をデザインできる。
- ・授業を分析し、自らの改善アクションの妥当性や課題を、分析・評価できる。

（学部新卒学生）

- ・単元レベルや年間指導計画等、長期的な指導及び評価計画が立案できる。
- ・授業以外の業務（担任業務、教育課程経営、研修、生徒指導等）を理解することができる。

（現職教員学生）

- ・年間指導計画や単元計画、授業実践等、過去の授業実践の改善点を明確にできる。
- ・授業以外の組織的な業務（教育課程経営、研修、生徒指導、学級経営等）について、連携協力校の特色を把握し、自校などへの還元方法を構想できる。

（7） 実習科目「重点領域実践実習」

【授業科目】

- ・重点領域実践実習Ⅰ
- ・重点領域実践実習Ⅱ
- ・特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ
- ・特別支援教育重点領域実践実習Ⅱ

【一般目標】

- ・離島へき地での小規模校や特別支援教育の実習を行うことで、鹿児島県の地域課題に対応する教育実践力の獲得を目的とする。

- ・離島へき地の通常学級に対する特別な教育的支援の提供およびコンサルテーションの能力を身につける。
- ・鹿児島県における少人数教育の現状、及び特別支援教育の制度面・実践面の課題を分析することができる。
- ・実習において、連携協力校の教員と協働し、授業づくりや実践、授業リフレクションに、現職教員学生と学部新卒学生が協働してそれらに取り組むことができる。
- ・小規模校や特別支援学校等での指導や組織的業務の理解を深化するとともに、自らの教職観等を含んだ省察を行うことができる。
- ・特別支援学級における特別支援教育に関する実務内容とその教育的意義について理解を深め、実際に授業の設計・指導等を行うことを通して、授業における実践の力と改善の力を高める。

【到達目標】

(学部新卒学生、現職教員学生共通)

- ・授業や指導レベルにおいて、複式指導や離島・へき地域での教育課題発見と改善方策を検討できる。
- ・個別の指導計画や支援計画等、実態を踏まえつつ、授業や指導の計画をデザインできる。
- ・離島やへき地域（小規模校）にて授業や環境設営を特別支援の視点から分析し、こどもの状態像の現状と支援の工夫を合理的配慮とユニバーサルデザインの視点から検討できる。
- ・授業と学校生活の様子から必要な支援のあり方について検討できる。

(現職教員学生)

- ・複式指導や離島・へき地域での教育課題発見と改善方策を具体的に構想・提案できる。
- ・個別の指導計画や支援計画等、実態を踏まえつつ、授業や指導の成果や課題点を検討できる。

(学部新卒学生)

- ・児童生徒の実態に応じたカリキュラムの編成のあり方と指導における個に合わせた教材・教具の工夫の重要性を理解することができる。
- ・個別の指導計画や支援計画等、実態を踏まえつつ、授業をデザインできる。

(8) 実習科目「開発実践実習」

【授業科目】

- ・開発実践実習 I

- ・ 開発実践実習Ⅱ
- ・ 特別支援教育開発実践実習Ⅰ
- ・ 特別支援教育開発実践実習Ⅱ

【一般目標】

- ・ 学校現場で行われる組織的な研究活動の具体的な取組や評価方法、及び学校課題や地域課題等の解決に迫る実践的な研究の在り方について理解を深めることができる。

【到達目標】

(学部新卒学生、現職教員学生共通)

- ・ 学校の研究や研修の意義及び目的、計画や活動の具体、評価方法について理解できる。
- ・ 実践的な研究を続ける意義を理解し、その方法、成果の整理や改善策の検討を持続的に行うことができる。
- ・ 保護者支援の方法論の理論的背景と実際のプログラムの展開、及び実施上の課題について理解することができる。

(現職教員学生)

- ・ 学校の研究や研修の意義及び目的を踏まえ、その活動の特長や課題点を分析できる。
- ・ 連携協力校の教員や外部人材（地域人材、大学教員等）と協働し、組織的に研究を実践・継続できる。
- ・ 研究の成果と課題を踏まえ、次年度の組織的な活動を構想できる。
- ・ 保護者支援の実施について企画・立案することができる。

(9) 省察科目「教職課題研究」

【授業科目】

- ・ 学校教育におけるデータ分析とその活用
- ・ 教職課題研究Ⅰ
- ・ 教職課題研究Ⅱ
- ・ 特別支援教育教職課題研究Ⅰ
- ・ 特別支援教育教職課題研究Ⅱ

【一般目標】

- ・ 実習科目と共通科目における学習を定期的に省察し、全教員と院生が参加して各自の研究課題を発表・検討する。
- ・ 学校現場・大学の双方において、課題設定や研究方法の妥当性を検討し、地域の

教育課題あるいは現代的な教育課題に対応しうる教育実践・教育研究を構想する。

【到達目標】

(学部新卒学生、現職教員学生共通)

- ・ 探究課題を、明確に設定できる。
- ・ 探究計画を立案したり、修正したりできる。
- ・ 他者と協働しながら、長期に渡る課題解決を計画し、状況に応じて修正するなどのマネジメントができる。
- ・ 資料やデータを定期的に吟味しながら、必要な実践や改善策（アクション）を構想できる。
- ・ 持続的に実践や改善策の効果や妥当性を検証しながら、実践研究を遂行できる。
- ・ 特別支援教育の実践に関する動向・課題を把握することができる
- ・ 特別支援教育に関する自身の研究課題に、実証的に取り組むことができる。
- ・ 個々の実践の教育的意義を、実践の動向や理論的背景との関連で分析し評価することができる。
- ・ 特別支援教育に関する自身の実践を分析的に省察・批判し、成果を共有することができる。

(10) 選択科目「教科教育（教授－学習）研究領域」

【授業科目】

- ・ 国語科指導法の省察と開発
- ・ 国語科・書道指導法の省察と開発
- ・ 社会科・地理歴史科指導法の省察と開発
- ・ 社会科・公民科指導法の省察と開発
- ・ 数学科指導法の省察
- ・ 数学科指導法の開発
- ・ 理科指導法の省察
- ・ 理科指導法の開発
- ・ 英語科指導法の省察
- ・ 英語科指導法の開発
- ・ 音楽科指導法の省察
- ・ 音楽指導法の開発
- ・ 美術科指導法の省察
- ・ 美術科指導法の開発
- ・ 保健体育科指導法の省察

- ・保健体育科指導法の開発
- ・技術科指導法の省察
- ・技術科指導法の開発
- ・家庭科指導法の省察
- ・家庭科指導法の開発
- ・特別の教科道德の授業デザイン論
- ・次世代型教育コンテンツの開発Ⅰ
- ・次世代型教育コンテンツの開発Ⅱ
- ・生活科・総合的学習のカリキュラム開発
- ・特別活動の理論と実践

【一般目標】

- ・各教科・領域等の教育に関する学術研究や先進的な実践事例に学び、学部段階や教職における実践経験を通して形成してきた教科観、児童・生徒観について省察することができる。
- ・資質・能力の育成の観点から、教科指導に係わる自己の実践上の課題や学校の教育課題の克服を図る指導法の開発を行うことができる。
- ・かごしま教員育成指標における「学習指導力」「課題対応力」の諸項目等を踏まえて、各教科・領域等における学習指導の構想・実施、展開、評価・改善に係わる資質・能力を、院生各自の育成ステージに応じて身に付け、向上させることができる。
- ・次世代の児童・生徒や教師に提供していく必要のある、専門的知見を活かした学習コンテンツを開発・実践するための資質・能力を身に付けることができる。

【到達目標】

(学部新卒学生)

- ・各教科・領域等の教育に関する学術研究や鹿児島県総合教育センター等が発行する指導資料等をもとに、基礎的な学習指導の理論や実践的な方法知について理解を深め、教育実習時の授業など学部段階までの実践経験について省察を行うことができる。
- ・資質・能力の育成の観点から、小・中・高校段階の児童・生徒の発達段階や学力の実態、教科目の目標や内容の系統性、教科間の関連などを視野に入れた実践の重要性を理解し、自己の実践課題の克服を図る指導法開発を行うことができる。
- ・次世代の児童・生徒に提供していく必要のある学習コンテンツとして、eSTEMをテーマとしたコンテンツ開発を進めることを通して、専門的知見を活かしたコンテンツ開発を進めるための探究・デザイン・評価のプロセスや方法について理解を深めることができる。

(現職教員学生)

・各教科・領域等の教育に関する学術研究や先進的な実践事例に学び、これまでの実践における教科観や児童・生徒観について省察を図るとともに、児童・生徒の資質・能力を育成するための改善の方略を構想することができる。

・資質・能力の育成の観点から、小・中・高校段階の児童・生徒の発達段階や学力の実態、教科目の目標や内容の系統性、教科間の関連などに係わる学術的知見や実態調査の結果を踏まえながら、自己の実践課題や学校の教育課題の克服を図る指導法開発を行うことができる。

・次世代の児童・生徒に提供していく必要のある学習コンテンツとして、eSTEMをテーマとしたコンテンツ開発を進めることを通して、専門的知見を活かしたコンテンツ開発を進めるための探究・デザイン・評価のプロセスや方法について理解を深め、実際に応用することができる。

(II) 選択科目「学校研究領域」

【授業科目】

- ・学校の安全・安心と危機管理
- ・グループダイナミクスから見た学級経営
- ・学校づくりと教師
- ・教師の専門性と教育調査研究
- ・学校経営と組織マネジメント
- ・授業研究の理論と実践
- ・学校研究の手法と実践
- ・いじめ・不登校への組織的対応

【一般目標】

・学校安全・危機管理と心の健康管理に関する知識と対処法を理解し、それを組織的に実践できる。

・学級経営に関して、グループダイナミクスの知見から省察できる。

・学校教育の果たしている機能に関する理解を深め、学校づくりにおいて自身が果たすべき役割を明確化する。

・教育学や教師の専門性に関する専門的な知識と見識を身につけるとともに、質的研究法の基本的な調査方法や分析方法を身につける。

・組織マネジメントの本質を理解するとともに、特色ある学校づくりに積極的に取り組むことのできる実践的・専門的力量を身につける。

・授業の観察・分析を的確に行うとともに、授業検討会においても、その趣旨や進行方法を理解して、討議の中心課題をふまえた授業改善を行うことができる。

・いじめや不登校問題について、組織的な視点から問題の理解や対応について考えることができる。

【到達目標】

(学部新卒学生)

- ・学校安全・危機管理と心の健康管理に関する知識と対処法の基本事項を理解し、それを組織の一員として協働的に実践できる。
- ・学級経営に関して、グループダイナミックスの知見から組織の一員として省察できる。
- ・学校教育の果たしている機能に関する理解を深め、学校づくりにおいて自身がその構成員の一員として果たすべき役割を明確化できる。
- ・教育活動の特質と教育の営みを対象とした調査研究法の特徴を理解できる。
- ・授業の観察・分析を的確に行うとともに、授業検討会においても、その趣旨や進行方法を理解して、討議の中心課題をふまえた授業改善のための議論を行うことができる。
- ・いじめや不登校について、組織の一員として問題の理解や対応について考えることができる。

(現職教員学生)

- ・学校安全・危機管理と心の健康管理に関する知識と対処法について包括的に理解し、組織の中核的な立場から準備・運営・改善ができる。
- ・これまでの学級経営をグループダイナミックスの知見から省察した上で、改善プランを提案できる。
- ・学校づくりの中核を担う者に求められる専門性・実践的指導力について理解を深め、学校づくりにおけるアクター間での問い直しと協働をマネジメントすることができる力を獲得することができる。
- ・自律的に教育活動の開発を進めるための実践研究手法を身につけ、組織で取り組む際の工夫を具体的に考えることのできる見識を身につけることができる。
- ・組織マネジメントの考え方や進め方について基本的な理解を深め、特色ある学校づくりや学校組織、教員集団をマネジメントできる力を身につけることができる。
- ・授業の観察・分析を緻密に行うとともに、授業検討会における議論を的確に整理し、討議を円滑に進めるファシリテーターとしての役割を果たすことができる。
- ・いじめや不登校について、組織的な視点から問題の理解や対応について考えることができるとともに、学校や学校外の人々と効果的な連携のあり方を考えることができる。

(12) 選択科目「特別支援教育領域」

【授業科目】

- ・発達障害サポートシステム開発
- ・知的・発達障害指導法

- ・ 障害の多様性とその支援Ⅰ
- ・ 障害の多様性とその支援Ⅱ
- ・ 発達障害の医療と支援
- ・ 心身障害科学
- ・ 障害児の心理的理解と支援

【一般目標】

- ・ 発達障害について国内外の研究成果や実践報告から教育的理解を深め、具体的な支援方法について理解するとともに、発達障害に関する諸問題を主体的にとらえ、解決の糸口を探る。
- ・ 各種心理機能の内容や性質ならびにそれを利用したアセスメントや支援事例を視座として、児童・生徒の障害に基づく困難を背景とともに的確に理解し、必要な支援を合理的に考えるための方法を習得する。
- ・ 心身の障害全般について、生物学的背景を基盤とする基礎的知識を習得し、様々な心身の障害への理解を深める。
- ・ 発達障害について、医学領域の視点と医療的対応の基礎的知識を習得し、医療と教育の円滑な連携の在り方を検討し、発達障害への理解を深める。
- ・ 知的障害、発達障害の指導法の原理として行動分析学を位置づけ、行動問題、日常生活行動、コミュニケーション行動へのアプローチの具体的な方法についての基礎を習得する。
- ・ 援用可能な他の方法に関する基礎知識の習得とそれらの指導事例に関する情報を整理する。

【到達目標】

(学部新卒学生、現職教員学生共通)

- ・ 発達障害について教育的観点から理解を深め、気づきから支援までの方法を修得するとともに、それらの内容を個々の児童生徒の状態に応じて教育実践場面で活用できる。
- ・ 心理学が障害者の理解・支援に果たす役割と意義および限界について理解し、その内容を説明できる。
- ・ 障害児の理解と支援に寄与している心理学の理論を理解し、内容を説明できる。
- ・ 学習者理解に基づいた特別な教育的支援について具体的に考えることができる。
- ・ 心身の障害について、教育及び保健福祉医療における概念を説明することができる。
- ・ 各障害のからだところの構造や機能の特徴を述べることができる。
- ・ 各障害に対する支援を具体的に挙げるができる。

- ・知的障害・発達障害の指導法原理としての行動分析学の基礎について理解し、説明できる。
- ・行動分析に基づく行動の形成、行動の低減の方法を用いて基本的な個別の指導のプログラム立案ができる。
- ・知的障害・発達障害への他の方法論の概要とその指導例について説明できる。

(学部新卒学生)

- ・教育実習やボランティア等、これまで出会った児童・生徒を念頭に具体的な支援を考えることができる。
- ・各障害の基本的知識を整理し、具体的な教育的支援を挙げることができる。
- ・発達障害医療に関する知識を整理し、具体的な教育的支援を挙げることができる。

(現職教員学生)

- ・これまでに行ってきた実践を振り返るとともに、国内外様々な実践や解決策を知り今後の実践に生かすことができる。
- ・これまでの特別支援教育の実践を振り返り、より適切な支援を挙げることができる。
- ・これまでの教育と医療等との連携協働の実践を振り返り、より適切な支援を挙げることができる。

カ 領域別選択科目の設定における考え方、及び共通科目(基礎科目)との内容上の関連性・体系性

改組後は、上述したように、選択科目3領域からなる学修プログラムを立てる。これらのプログラムは以下に示す考え方に基づき設定した。

なお、いずれのプログラムにおいても、その履修に際しては、共通科目5領域から16単位以上(各領域から必ず2単位以上)を履修することとする。また、実習科目は、高度化実践実習、重点領域実践実習、開発実践実習から計12単位を履修し、省察科目である「教職課題研究Ⅰ・Ⅱ」(特別支援教育プログラムは「特別支援教育教職課題研究Ⅰ・Ⅱ」)、課題研究に取り組む上で必要なデータ分析と活用の仕方を学ぶ科目(「学校教育におけるデータ分析とその活用」)から計8単位を履修する。

① 教科教育(教授-学習)研究プログラム

本プログラムは、特定教科の指導法開発に重点を置いたプログラムであり、共通科目第1領域(教育課程の編成・実施に関する領域)で教育課程編成を含めた体系性を、第2領域(教科等の実践的な指導方法に関する領域)でICTの活用も含めた総論的な指導法開発方法について学ぶ。その上で、主として、中学校あるいは高等学校特定教

科の指導法省察、指導法開発を履修する。また、これらの科目については、例えば、学部新卒学生が自らの卒業研究で行った内容をどのように指導していくか、カリキュラムに位置づけていくかといったことを学ぶ機会にもなり得る。

さらに、同プログラムでは、教科横断的科目の履修を勧め、特に、「次世代型教育コンテンツの開発Ⅰ・Ⅱ」の中で、専門教科のコンテンツを作ったり、授業での活用方法について深めたりすることで、そのテーマについて教科横断的な視点で省察・開発を行う。同教科には、複数教科の教員スタッフ及び現職教員学生を中心に様々な校種及び専門教科の学生が履修することになるので、特定教科の視点に閉じないディスカッションが期待できる。

選択科目は主として教科教育（教授－学習）研究領域から履修するが、授業研究の進め方など校内研修等に関心があれば、学校研究領域からも選択できる。

校種別では次のとおりとなる。小学校教諭（あるいは小学校教諭を目指している学部新卒学生）は、専門にしたいと考えている教科（中・高一種免許取得者が望ましい）及び教科横断的科目群から10単位以上を履修する。中・高等学校教諭（あるいは中・高等学校教諭を目指している学部新卒学生）は、自身の専門教科及び隣接する教科、教科横断的科目群から10単位以上を履修する。なお、探究課題との関連性において、学校研究に係る科目（例えば、「授業研究の理論と実践」など）を履修してもよい。

②学校研究プログラム

本プログラムは、生徒指導や教育相談、学級・学校経営に重点を置いたプログラムであり、喫緊の課題であるいじめや不登校の問題にチーム学校としてどのように向き合っていくかを考察したり、校内研修のあり方をどのように見直し教職員集団に効果的な影響を与えるかといったマネジメントについて検討したりする。共通科目領域としては、第3領域（生徒指導・教育相談に関する領域）で生徒指導や教育相談の進め方や事例理解の仕方を、第4領域（学級・学校経営に関する領域）で学級・学校経営の理論的な枠組みを、第5領域（学校教育と教員のあり方に関する領域）で鹿児島の特徴を活かした校内研修や学校インフラの構築などを学ぶ。それらの学びを基盤として、さらに学校での危機管理や組織開発などを学ぶ科目を提供する。同プログラムには、学校研究領域として8科目16単位の選択科目が準備されているが、この中には、熊本大学との間で2017年10月26日に締結した「南九州プラットフォーム」と教職員支援機構との合同セミナーである「ミドルリーダーのマネジメント能力育成プログラム」を活用した科目（「学校経営と組織マネジメント」）も含まれている。この科目は、授業設計と実施及び評価を本学スタッフがを行い、15回の授業のうち、12回分をゲストティーチャーとして教職員支援機構のフェローが担当する内容となっている。

同プログラム履修においては、基本的にこれらの科目群から5科目10単位以上を履修するが、カリキュラム・マネジメントなど教科を超えた学びを校内研修で企画することなどに関心をもっている場合も想定して、教科教育（教授－学習）研究領域の科目群からでも履修可能とする。

③特別支援教育プログラム

本プログラムは、主に特別支援学校や特別支援学級の教諭、及びこれらを目指す者を対象とする。特別支援学校教諭1種免許状を所有している学生が、修了後に専修免許状を取得できるプログラムである。修得にあたっては、共通科目5領域から特別支援教育に係る科目の3科目6単位を含み8科目16単位以上、特別支援教育に係る実習科目を12単位、選択科目（特別支援教育領域）から5科目10単位以上を履修する。

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的な機能を有しており、その関係から、教員が巡回相談員として小・中学校を中心に特別支援教育について助言や指導等を行っている。一方、小・中・高等学校では、急増する発達障害のある児童・生徒への理解・支援に向けて、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築・整備や、ユニバーサルデザインの視点に立った教育コンテンツの開発や環境整備などが求められている。これらについて、専門性に立った十分な知見を提供できる人材が鹿児島県においても必要である。鹿児島県教育委員会との協議では、こうした人材の育成を契機に、特別支援学校だけでなく、特別支援学級や通級指導教室の人材育成にも協力してほしいと求められている。特に、情緒障害対応の特別支援学級やLD、ADHDの通級指導のニーズが非常に高まっているが、同プログラムにおいては、こうしたニーズを踏まえ、鹿児島県において通常学級での特別支援教育の展開が求められている離島へき地小規模校での実習（「特別支援重点領域実践実習Ⅰ」）や特別支援学級での実習（「特別支援重点領域実践実習Ⅱ」）の中で、合理的配慮やユニバーサルデザイン教育の展開を通して、授業改善や校内支援体制の構築などについて学ぶ機会を提供する。

また、これらに加えて、主として特別支援学校のミドルリーダーが更に資質と専門性を向上させるプログラムとするために、同プログラムでは特別支援教育領域の選択科目として7科目14単位を準備しており、同学修プログラムを選択した者はこの中から5科目10単位以上を履修する。これらの選択科目（特別支援教育領域）として、上記の県のニーズに応えられるよう、特定の障害種に関する高度な専門的知識や指導方法等だけでなく、重度・重複化への対応、発達障害の理解・対応など地域の小・中学校における特別支援教育のコーディネートや、特別支援学校のセンター的機能を総

合的にコーディネートするために必要な知識や技能を身に付けられる科目を提供する。

キ 実習の事前・事後に履修すべき学修内容（履修すべき授業科目や要件など）の考え方

本学教職大学院は、効果的に理論と実践の融合が図れるように、実習とその省察を中心に、共通科目5領域及び選択科目を配列してきた。7頁で述べたとおり、入学直後に「教職課題研究Ⅰ」において、学生の探究課題と、開講される全授業科目のシラバスを参照して、「関心相関マップ」を作成させる。もっとも、このマップは、探究課題を洗練させていく上で随時改変されていくものであり、履修すべき内容については学生の負担を考慮しつつ改善を図ってきた。

そのため、実習（「高度化実践実習Ⅰ」）は、入学直後の4月末から毎週月曜日を中心に行われ、5月中旬以降に行われる附属学校の公開研究会に向けて、どのような学校経営がなされているかを参観する。この実習の中で、学部新卒学生は、現職教員学生とペアを組み、メンタリング関係の中で指導法の高度化を図る。こうした時期に合わせて、フィールドワークに必要なデータ収集や分析の方法（「学校教育におけるデータ分析とその活用」）や共通科目第2領域（教科等の実践的な指導方法に関する領域）に係る授業の中で「教材研究，指導方法，評価に関する実践的課題とその改善」といった学修内容を提供できるようにする。

本学教職大学院は4ターム制を敷いており、第3ターム（10月～12月1週目）にそれぞれ1週間集中で実習（「重点領域実践実習Ⅰ・Ⅱ」）を行う。「重点領域実践実習Ⅰ」では、離島小規模校での実習を行うが、離島へき地教育について知見を深めるために、共通科目第5領域（学校教育と教員のあり方に関する領域）の科目（「鹿児島における学校教育と教員のあり方」）を第1，2タームで、不定期集中という形式で小規模校や小中一貫教育の学校を訪問し、現地の学校の教員とワークショップを行う機会を設ける。また、テレビ会議システムを活用する機会も設けているので、ICT活用方法の授業（「ICT活用と授業デザイン」）を行う予定である。一方、「重点領域実践実習Ⅱ」は、特別支援学校での実習を行うため、上記の共通科目第2領域や第1領域（教育課程の編成・実施に関する領域）の科目（「学校を基盤とするカリキュラム開発、特別支援教育とカリキュラム・マネジメント」）の授業を行う。なお、特別支援教育プログラムでは、時期を合わせて、「特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ」と「特別支援教育重点領域実践実習Ⅱ」を実施する。「特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ」では、離島やへき地（小規模校）において、特別支援の視点から実習や探究を行う。現職教員学生と学部新卒学生は協働して離島やへき地域（小規模校）の通常学級にお

ける特別支援教育の課題の分析を行い、連携協力校との事前協議の上、こどもの状態像の評価と支援の方向性を検討していく。また、「特別支援教育重点領域実践実習Ⅱ」では、同時期に連携小・中学校の特別支援学級での実習を行い、特別支援教育に関する実務内容とその教育的意義について理解を深め、実際に授業の設計・指導等を行うことを通して、授業における実践力と改善力を高める。

鹿児島県内の特色ある学校の研修や研究を学び、2年次の課題を探究する実習（「開発実践実習Ⅰ」）では、上述した鹿児島の教育の特色を学ぶ科目（「鹿児島における学校教育と教員のあり方」）を提供する。

教職大学院では、希望する教育委員会や学校に教職大学院スタッフが出向いて研修や研究を継続的に支援する学校サポートプロジェクトという取組を実施しているが、本取組を「開発実践実習Ⅰ」の一部として利用し、学生は教職大学院スタッフに同行してサポートを行う。そこで得た知見を省察していく機会として、実習の前後に選択科目を開発する。例えば、同プロジェクトの1つに生徒指導プロジェクトがあるが、連携協定を結んでいる教育委員会の教育支援センター（適応指導教室）での児童・生徒の関わりを設けている。このプロジェクトに同行する学生に向けては、関連する選択科目（「いじめ・不登校への組織的対応」）を第3ターム以降で集中的に実施する。同じく、「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」では、鹿児島市教育委員会と連携して、保護者支援に関与し、障害を有する子どもを抱える保護者に寄り添い、教師としてどう連携、支援していくかを考える機会とするが、この実習と並行して、共通科目（「インクルーシブ教育における教師の専門性」）や選択科目（「発達障害サポートシステム開発」）を学びながら、理論と実践の融合を図る。

このように、「開発実践実習Ⅰ」（または「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」）で学校や家庭における支援を体験する中で探究課題を絞り、2年次には、勤務校等で、「開発実践実習Ⅱ」（または「特別支援教育開発実践実習Ⅱ」）を行いながら、勤務校の同僚にも効果的な影響を与える仕掛けを開発していく。

4. 教員組織の編成の考え方及び特色

改組後の教職大学院では、これまでの修士課程のもつ機能の一部を移す中で、教科教育（教授－学習）研究領域、学校研究領域、特別支援教育領域を設け、現職教員学生と学部新卒学生がともに学ぶ1コース制のもとに、研究者教員と実務家教員の協働によって、理論と実践の融合を図る高度な教員養成を図る教育課程を展開していく。こうした教育課程を効果的に実施するための体制として、以下のア～クに示す考え方に基づき教員組織を編成する。

ア 実務家教員と研究者教員の配置の比率についての考え方

「教職大学院の教員組織編制等に関する留意事項について」（平成27年1月14日事務連絡）によれば、教職大学院の必要専任教員数については、特定の教科を扱わない場合は11名、1教科を扱う場合は13名（2名増）である。また、教科を扱っているかどうかの判断の目安としては、「共通科目及び実習科目以外の科目の過半数を特定の教科領域の科目として選択できる場合、その教科を扱っていると見なすべきである」とされている。

この基準に照らすと、改組によって特別支援教育の専修免許を取得できるようにするために、特別支援教育に係る選択科目を10単位以上履修させることになるため、特定の教科領域を扱っていることになる。一方で、各教科の科目について、教科教育（教授－学習）研究領域に2科目4単位ずつ開設しているが、これは、選択科目10単位の半数に達していない。

以上より、改組後の本学教職大学院に配置すべき必要専任教員数は13名であり、そのうち6名以上を実務家教員とする必要があるが、本設置計画ではこの条件を満たしている。実務家教員は、鹿児島県との人事交流による准教授が3名（令和4年度からは2名）、鹿児島県の退職教員が4名であり、実務家教員の配置についても基準を満たしている。実務家教員としては、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校からそれぞれ2名、連携協定を結んでいる鹿児島県総合教育センターの教育相談課、特別支援教育研修課からそれぞれ1名の計8名のみなし専任教員も配置している。

加えて、教科教育（教授－学習）研究領域を中心に、現在、教育実践総合専攻（修士課程）の専任教員（研究者教員）も31名が異動するが、このうち学校現場の実務経験を持つ教員が9名いる（いずれも必置外定員）。

なお、完成年度において65歳以上の専任教員が4名（実務家教員3名、研究者教員1名）在職することになるが、このうち実務家教員3名は、校長、県教育委員会教育次長等の管理職経験があり、教職大学院の教育、また教育委員会や各学校との連携において重要な役割を果たしている。これらの教員が退職した後においても、引き続き、特任教員として雇用するなど、必要とする実務家教員の数を継続して確保することについて、適切に対応するものである。併せて、鹿児島県教育委員会等とも緊密に連携し、教職大学院における実務家教員としてふさわしい人材を継続的に配置することについて、調整を図ることの確認が取れており、実務家教員の基準を満たすための補充等が確実に措置されるよう取り組んでいくものである。また、研究者教員1名についても退職後は、学部及び教職大学院の専任として教員選考を行い、後任を補充する予定である。

このように、65歳以上の教員が退職した後においても、教育水準の維持・活性化が

図られ、教員組織を問題なく継続していくことが可能となる見通しがある。

イ 各授業科目に応じ、実務の専門的見識・経験をもとに、知見を理論化し適切に教授できる実務家教員の配置

改組後も、開設科目の多くを研究者教員及び実務家教員、指導法の担当教員及び教科専門等の担当教員がペア又はグループを組んで授業を担当する体制を整えるため、以下に示すような考えに基づき実務家教員（みなし専任教員を含む）を配置する。

プログラムを超えた相互刺激と学び合いの場となる共通科目は、2名以上で担当し、必ず実務家教員が1名以上入ることとする。また、理論と実践の融合の中心となる省察科目は、実務家教員も含む専任教員が全員で担当する。実習科目については、特別支援教育の実習を除き、1年次の実習は実務家教員2名と研究者教員1名がペア又はグループを組んで指導に当たる。

選択科目群3領域の科目については、専任教員が単独で開設する授業においても、適宜、鹿児島県総合教育センター及び附属学校からゲストティーチャーを招聘し、共同で授業を担当する。実務家教員もその専門性に照らして特定教科等の共同担当者となる。また、専任教員の中には学校現場経験が豊富な研究者教員もあり、当該研究者教員と実務家教員がペアで担当する科目もあるが、こうした科目においてもゲストティーチャーを入れて多様な観に触れさせ、学びほぐしを図る。教科教育（教授－学習）研究領域に含まれる教科横断的科目についてはそのほとんどが、教科専門及び教科指導法の研究者教員が共同で実施するが、実務家教員もその専門性を活かして共同担当者となる。

なお、実務家教員のうち、鹿児島県との人事交流による准教授3名は、附属学校等の教諭及び指導主事等の経験があり、授業実践開発の論文業績をもつ。また、退職教員4名は、小・中学校、特別支援学校の校長、鹿児島県教育委員会教育次長の経験をもち、学校経営や教育相談、生徒指導、特別支援教育の論文業績等をもつ。さらに、みなし専任教員においてもそれぞれ現場経験と研究業績を持った教員を配置する。

ウ 特定の教科の扱いを踏まえた必要専任教員数及び必置実務家教員数、みなし専任教員数、学部等との専任教員のダブルカウントの考え方

中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループ（第4回H29.8.29）資料によれば、これまで専門職大学院制度においては、その教育の質を保証するという観点から、一定の独立性の確保と教員組織の充実が求められており、ダブルカウントすることができないこととされてきた。しかし、専門職大学院を、高度専門職業人養成のための中核的教育機関と位置付け、機能強化していく観点から、教

育の質保証を前提として専門職大学院の必置教員が他の課程の専任教員を兼務することを一定程度認めることが検討され、平成30年4月1日からの専門職大学院設置基準第5条第2項及び関連する告示の改正により、専門職大学院の専任教員は、平成30年度から、大学院設置基準第9条第1項の規定により修士課程に置くものとする専任教員数の範囲で、学部の専任教員を兼務することが認められた。

改組後、本学教職大学院は、専任教員数45名（うち32名は必置外）となり、算定基準13名の範囲内の10名が学部教育との兼務を行うこととしている。また、必置実務家教員数も6名以上とされているが、実務家教員7名（令和4年度から6名）に加え、みなし専任教員8名を擁することからこれを満たしている。

エ 実務家教員に求める研究能力、資質等

平成18年7月11日に、中央教育審議会から出された「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」においては、教職大学院における指導内容が、実践の構造化、臨床的な実証研究の構築であることから、実務家教員には、事例や事例知識等をコーディネートしていく役割とともに、理論と実践の架橋を体現する者として、研究的省察を行い、リードする役割が求められるとされている。こうした役割を担うためには、実務経験から来る実務の経験知・識見を単に有するのではなく、知見を理論化し一般化した上で適切に教授できるなど、担当する専門分野に関し、高度の教育上の指導能力を有する者である必要があるとされている。

本学教職大学院でも、こうした指導能力を有する実務家教員を招聘し、研究者教員と共同して授業を担当しながら、指導能力の更なる向上を共に高めあってきただけでなく、研究者教員との共同研究や、実務家教員による実践的・実証的研究成果を生み出してきた。その一部は、本学の教育実践研究紀要を中心に発表されている（【資料2】）。

オ 研究者教員に求める実務経験の内容、実績等

本学教職大学院の設置理念を受けて、「人と人」、「学校と学校」、「アイデアとアイデア」を「つなぐ」という発想のもと、教職大学院がもつコンサルテーション機能とシンクタンク機能を、教育現場で活用するという基本コンセプトを実効化させ、理論と実践の融合を図っていくためには、研究者教員にもそれ相応の実務経験が求められよう。

現在、専任教員である研究者教員のうち、1名は小学校教諭の経験及び行政経験があり、高校教諭の経験者も1名いる。このほか、3名が学校現場でのスクールカウンセラー等の経験がある。このうち2名は、現在も、鹿児島県総合教育センターのスー

パーバイザーとして、教育相談課及び特別支援教育研修課に非常勤として勤務している。

今後、実務経験を積む機会を提供する意味でも、実習等で学校現場に入り、実務家教員や現場教員と共に研修等に参加したり、共同で教育コンテンツの開発にあたりしていくことを進めていく。

また、教育学部との兼務を行う研究者教員については、上述したように一部は学校現場経験があるが、これに加えて、どの教員も、県内各地の教育委員会や学校と連携をしてきており、学校等に専門的な知見を提供する一方で、学校現場教員との関わりを通して、現場実践を学んできている。

さらには、以下にも示すが、FD活動や、実務経験者との共同研究を通して、実務家教員の研究能力と研究者教員の実践的な知見や実務経験の維持・向上を図る。

カ 既設学部等の教員を転籍させる場合の当該学部等の教育研究水準の維持・向上方策

今回の改組により、教育学部教員 31 名が教職大学院（学校教育実践高度化専攻）の専任教員となるが、全員が修士課程（廃止予定）から教職大学院に担当を代える教員である。なお、教育学部については、このほか教員 45 名（令和 2 年度現在；特任教員を含む）によって学部を運営しているため、今回の改組によってその教育体制が大きな影響を受けることはない。

キ 教職大学院の専任教員が教職大学院設置後に担当する学内の学部・大学院の科目一覧

教職大学院の専任教員が担当する学部教育の単位数については、文部科学省高等教育局からの平成 30 年 3 月 30 日付事務連絡により、「学部と教職大学院との一貫性ある教育を促進する観点から」その上限が撤廃されたところではあるが、教員に過度な負担が掛からないよう留意する。

なお、改組後に教職大学院の専任教員が担当する学内の学部の科目（修士課程は廃止となるため、学部の授業科目のみ）一覧は、別添のとおり（【資料 3】参照）。

ク 教科教育（指導法）担当教員と教科専門担当教員の連携を深めるための工夫

イで述べたように、改組後の本学教職大学院は、原則として、研究者教員及び実務家教員、教科教育及び教科専門の担当教員が共同で授業を担当する体制を整える。

特に、教科教育（教授－学習）研究領域の科目のうち、特定教科については、教科教育担当者と教科専門担当者が共同して授業を構成するが、新学習指導要領への対応

や授業実践開発に取り組む上で十分な実務上の実績が必要である。この点については、これまでの教育学部や教職大学院の次のような取組にて深められている。

- ① 学部の全教員が担当者として関わる形で実施されている「教職実践演習」（４年次）では、国語や理科などの教科コースにおいて、教科専門と教科教育のスタッフが共同で授業を担当している。
- ② FDについては、全教員の授業で１ヶ月間授業参観が可能であり、参観者には参観報告書を提出させている。教職大学院の授業においては、オープンクラスと称して、各タームの一定期間、学生のみならず、教員にも授業を開放している。
- ③ また、学生と教員が参加する教育学部・教育学研究科FD合同シンポジウムやFD座談会が開催されたり、FDアンケートも教育学部、教職大学院で実施されたりしているが、その内容は毎年、教育改善委員会報告書にまとめ、情報の共有が図られている。
- ④ 共同研究が盛んであることから、研究論文については、附属教育実践総合センターが発刊する「教育実践研究紀要」において、教科専門と教科教育の共著、教科専門や教科教育と附属小・附属中・附属特別支援学校教員の共著、研究者教員と実務家教員の共著といった形での投稿数も多い（共著論文数：平成29年度65本中35本、平成30年度44本中25本、令和元年度38本中26本）。

また、改組にあたって、「次世代型教育コンテンツの開発Ⅰ・Ⅱ」を新設するが、これらの科目は、教科専門と教科教育の担当教員が教科を超えて共同で作り上げる授業となっている。特定のテーマ（例えば、防災・減災）を取り上げて、国語や理科、技術、家政などの教科専門及び教科教育のスタッフが、デジタルコンテンツの開発などを学生と共に進めていく内容となっている。

以上のような取組を今後も継続し、特に教科横断的な科目の開設を通して、専門分野や職歴の相違を超えた教員同士の連携を深めていく。

5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

「3. 教育課程の編成の考え方・特色」のところで述べたように、本学教職大学院では、設置時の理念を踏襲しつつ、理論と実践の融合を図った上で、高度な教員養成を行うため、以下に示すような教育方法、履修指導、研究指導の方法を採用する。

ア 標準修業年限、履修科目の年間登録上限、修了要件、既修得単位の認定方法、成績評価の方法等

上述したような相互刺激と学び合いの場を創出し、理論と実践の融合を図り、高度な教員養成を行うためには、十分な時間を確保する必要があることから、標準修業年

限は2年とする。

履修科目の年間登録上限については、集中講義や実習を除き、40単位を設定しているが、改組後も引き続き、適用していく。この基準の下で、現職教員学生と学部新卒学生の教職経験の相違や個々の履修状況に応じた指導を行う。改組前、共通科目が5領域計20単位、実習科目が12単位、課題研究科目が7単位、選択科目が8単位以上の計47単位以上を修得し、「教職課題研究Ⅱ」に係る研究成果報告書の提出をもって修了とし、教職修士（専門職）の学位を授与していた。改組にあたり、進学に係る学生のニーズに応え、かつ、開設後の3年間で見えてきた指導上の課題を解決していくべく修了要件を見直した。

まず、課題研究科目を7単位としていたが、このうち、「学校教育におけるデータ分析とその活用」は1単位科目であった。しかし、学校にフィールドワークとして入っていく上で必要な量的分析、質的分析の方法を十分に学べておらず、「教職課題研究Ⅱ」の中でフォローしていくことが多かった。そこで、同科目の単位を2単位とし、修了要件を8単位に増やした。これに合わせて、科目区分名称を「課題研究科目」から「省察科目」に変更した。

次に、共通科目であるが、5領域すべてから履修することは現行と同じであるが、修了要件となる合計単位数を4単位減らして16単位以上とし、選択科目に割り振る修了要件単位数を2単位増やして10単位以上とした。これは、特定分野の課題を探究していく上で、例えば、教科教育（教授－学習）研究領域で言えば、特定教科のみならず、教科横断的なテーマや、カリキュラム・マネジメントなどを追究していくことで今まで以上に深い学びを提供できると考えたためである。教職大学院の基本的な考え方として、教職に係る内容をまんべんなく高度化していくことが求められている。しかし、指導法も含めた校務において自身の専門性を追究していくことが同僚性構築においても有益であるという考え方も一方であろう。その点で、今回の改組においては、選択科目を中心に学修プログラム化し、学生に提供することとした。

以上より改組後は、共通科目が5領域計16単位以上、実習科目が12単位、省察科目が8単位、選択科目10単位以上の計46単位以上を修得させることとする。

成績評価については、各授業の授業計画書（シラバス）に示す方法により、授業の目的・目標がどこまで達成されているかを、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（～59点）の各評語を用いて行う。

イ 学修の修了を総合的・最終的に確認するための方策等

上述の修了要件を満たした者について、「教職課題研究Ⅱ」に係る研究成果報告書の提出をもって修了とする。

ウ 教職大学院の目的を達成しうる実践的な教育を行うための授業の工夫

原則として、研究者教員と実務家教員（みなし専任教員又は附属学校園等からのゲストティーチャーを含む）、教科教育と教科専門の教員がペア又はグループを組んで授業を担当し、授業内容に応じ、講義形式の授業だけではなく、事例分析、グループワーク、ロールプレイ、ディスカッション、フィールドワークなど、多様な授業方法を取り入れ、科目内でも理論と実践の融合が生じるよう工夫し、高度な実践的指導力を養う。

エ 現職教員学生と学部新卒学生の合同教育を行う場合、教育内容・指導体制上どのような工夫を図っているか

共通科目5領域や実習科目、選択科目のほか、これらの省察・総括を行う「教職課題研究Ⅰ」（1年通年）・「教職課題研究Ⅱ」（2年通年）では、教職経験の差を踏まえ、かつそれを活かす方法を用いる。これまでどおり、現職教員学生と学部新卒学生が共同で学び、ほぼすべての授業がグループワークやディスカッションなどのアクティブ・ラーニングである。そのため、実習などにおいては、学生の経験の差を活かすメンタリング関係を取り入れている。現職教員学生は勤務校に戻ったとき、勤務経験の浅い教員のメンター役になることも多く、学部新卒学生をメンティーとして関わる機会を提供できる。学部新卒学生も先輩教師とどのように関わるか、将来、教壇に立ったときに、指導や援助を申し出る能力を身に付けられる。教育方法としてのディスカッションやグループワークにしても、異年齢から構成されることで価値や視点の多様化を図れることができ、「学び」をほぐし、様々な視点や観点を取り込むことが可能になる。

また、指導体制としては、課題研究を支援する探究チームと、実習等の省察を支援する省察チームを作り、多様な教員が関わってきたが、学部新卒学生においてはその経験を埋めるべく、実務家教員が中心となって学習会を開催している。

さらには、以下に示すような考え方にに基づき、現職教員学生と学部新卒学生のニーズの相違に配慮する。

<現職教員学生>

現職教員学生は、現場経験を踏まえた実践知を有しており、その根拠となる理論知の更なる習得や、現場での課題の解決、自身の専門性の向上を図ることを目指して入学してきたと考えられる。これらの点を踏まえ、5領域の共通科目を中心に、現職教員学生としての到達目標を設定している。また、入学者の多くが教職経験15年～25年程度であり、学校改革の牽引役を担っていく上で、今後リーダーとしてマネジメン

ト能力を向上させる必要があることから、上述した南九州プラットフォームと教職員支援機構との合同セミナーを取り入れた授業科目「学校経営と組織マネジメント」を現職教員学生向けに開講している。

＜学部新卒学生＞

学部新卒学生は、指導法や教育観など、学部教育で学んだ最近の知見は有しているものの、実践経験の浅さゆえに、腑に落ちる知識として組織化されていないと考えられる。この実践経験を補う意味でも、現職教員学生と共同して学ぶ意味があろう。現職教員学生や実務家教員から語られる経験は、彼らの新鮮な発想と結びつく中で、創造的な学びを得ることができると言える。また、現職教員学生の実践のあり方の再検討を促す機会を通して先輩教員と積極的に関わることで、共に学校課題を解決する力量を身につけられる。こうした積極性は、将来的に学校改革の牽引役を担っていく上で必要な資質であると言える。

なお、2年次においては、学部新卒学生は、同学年の現職教員学生と関わる機会が減るものの、これまで行っていたように、ティーチングアシスタントとして1年生が受講する「教職課題研究Ⅰ」に関わり、現職教員学生と語る機会を提供したり、オフィスアワーや教育相談を通じた、実務経験のある教員との関わりを提供したりするなどの機会提供に努めており、引き続き、こうした関わりを継続していく。

オ 長期在学コースを設定する場合、その理念、方策等

教育学部以外の学部や県内他大学の学生は、原則、中学校・高等学校の教員免許しか取得できない。そうした状況を受けて、これまで本学大学院教育学研究科教育実践総合専攻（修士課程）では、小学校教員免許取得プログラム（3年コース）を設けていた。現在も同プログラム履修者がいることから、今後、修士課程を閉じる中で、一定程度のニーズがあること、及び入学者確保にも有効なプログラムであると考え、同プログラムを、改組後の教職大学院に取り入れる。履修モデルは、別図（【資料4】）のとおりであるが、修士課程で実施していたときと異なるのは、1年次で小学校教員免許を取得するための教育実習を終えることである。これは、教職大学院の実習が2年間あり、その実習内容の系統性から同時期に実施するのは適切でないと考えたためである。

カ 現職教員学生に対して「学校における実習」を免除する場合の教職経験の設定の考え方、実習により習得させようとする内容との相関性、実習の到達目標を代替できる評価方法・体制、免除のために提出させる書類、実習の免除基準、実質的リーダー教員養成上の効果、学修の成果に係る評価等

開設後、鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻における教職経験を有する者に係る実習単位の免除に関する規則に係る審査基準の申合せ【資料5】に基づき、現職教員学生の教職経験年数や職務経験内容、これまでの勤務校などを踏まえ、5単位を上限とした免除を、実習科目を中心に行ってきた（「高度化実践実習Ⅰ・Ⅱ」、「重点領域実践実習Ⅰ」）。

まず、「高度化実践実習Ⅰ」及び「重点領域実践実習Ⅰ」においては、専任教員3名で構成される実習免除審査委員会を立ち上げ、【資料5（別紙1・2）】に示すような評価基準をもとに免除の可否を決めている。これらの実習については、その到達目標を鑑みて、単に教職経験だけで評価せず、論文などの研究成果や教員研修等の指導経験といったエビデンスを評価している。

一方、「高度化実践実習Ⅱ」については、別途、専任教員5名で構成される実習免除に係る特別審査委員会を構成し、【資料5（別紙3）】に示すような評価基準をもとに審査にあたっている。この実習の免除に関しては、1年次に行われる「高度化実践実習Ⅰ」の後に、1日かけて実習成果報告会を行っており、その中で学生は成果報告のプレゼンテーションを行っている。特別審査委員会委員は、評価基準をもとに、現職教員学生のプレゼンテーションの審査を行い、後日、集計結果をもとに審議のうえ、免除を決定している。

キ 実習免除手続きと入学者選抜手続きとがどのように連動しているか

実習免除手続きについては、現職教員学生の入学後に、実習免除の申請を受け付けてからの審査となっているため、入学者選抜手続きとは直接連動していない。

ク 実習の免除基準に達している学生が、実習の履修を希望した場合の取扱い

これまでと同様、実習の免除基準については、本人の申請をもとに適用されるので、免除基準を満たしていても本人が実習の履修を希望している場合には、申請を見送るように指導し、実習に参加させることとしている。

ケ プログラムごとに履修スケジュール（実習を含む）が分かる時間割モデル

各プログラムの履修スケジュールは別添のとおりである（【資料6】参照）。基本的に1年次では月曜日と火曜日午後に実習（高度化実践実習Ⅰ、開発実践実習Ⅰ）を行い、火曜日午前及び、水曜日から金曜日は共通科目等を入れる。

6. 教育課程連携協議会について

地域の学校教育関係者との連携に基づき、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実

施するため、教育課程連携協議会を設置する。同協議会の正式名称、構成員及びその任期（専門職大学院設置基準との対応）、審議事項（同）、年間の開催回数、役割・権限等は以下のとおりである。

ア 名称

同協議会の正式名称は、鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会とする。

イ 構成員及びその任期

同協議会の構成員は以下のとおりとし、各構成員の任期はその職にある間とするが、人事異動等を考慮し、毎年度委嘱を行うものとする。なお、第16号の構成員については、任期1年とする。

- (1) 学長が指名する理事 1名（専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号委員）
- (2) 教育学研究科長（同上）
- (3) 教育学研究科学校教育実践高度化専攻長（同上）
- (4) 教育学部副学部長（1名以上）（同上）
- (5) 教育学部事務長（同上）
- (6) 鹿児島大学教育学部代用附属学校長 2名（専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号委員）
- (7) 鹿児島県教育委員会教育次長（専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号委員）
- (8) 鹿児島県教育委員会総務福利課長（同上）
- (9) 鹿児島県教育委員会総務福利課企画監（同上）
- (10) 鹿児島県教育委員会教職員課長（同上）
- (11) 鹿児島県教育委員会義務教育課長（同上）
- (12) 鹿児島県教育委員会義務教育課指導監（同上）
- (13) 鹿児島県教育委員会高等教育課長（同上）
- (14) 鹿児島県総合教育センター所長（同上）
- (15) 鹿児島大学の教員その他の職員以外のものであって学長が必要と認める者若干名（専門職大学院設置基準第6条の2第2項第4号委員）

ウ 審議事項

同協議会においては以下の事項について審議する。

- (1) 鹿児島県教育委員会等との連携による学校教育実践高度化専攻の授業科目の開設、教育課程の編成等に関する基本的な事項（専門職大学院設置基準第6条の2第3項第1号）
- (2) 鹿児島県教育委員会等との連携による学校教育実践高度化専攻における授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項（専門職大学院設置基準第6条の2第3項第2号）
- (3) 実習校の選定に関する基本的な事項（専門職大学院設置基準第6条の2第3項第2号）
- (4) その他学校教育実践高度化専攻の運営についての基本的な事項

エ 年間の開催回数

同協議会は、原則として年1回開催する。

オ 協議会の役割・権限

教育課程連携協議会は、教育に関する社会のニーズを踏まえ、ウに掲げる事項について審議し、教職大学院の教育課程の自己点検及び不断の見直しに寄与することをその任務としている。また、必要に応じ、学長等に意見書を提出し、教職大学院の教育課程及びその実施方法の改善を求めることができる。

7. 施設、設備等の整備計画

教育学部及びその附属教育施設と一帯の教育組織として、以下のとおり同学部と施設・設備等を共有し、教育活動を展開していく。

(1) 校地、運動場の整備計画

鹿児島大学郡元キャンパスの南に位置する教育学部地区の教育学部管理棟・理系研究棟、第1講義棟、生涯教育総合研究棟、教育学部グラウンド等を本研究科の主要活動施設として使用する（【資料7】参照）。

(2) 校舎等施設の整備計画

設置時に、教育学部管理棟・理系研究棟1階部分に本学教職大学院が主として使用する教室を確保しており、教職大学院の学びの姿を体現するイメージから、教室の名称を Professional Learning Community：PLC 教室とした。教室には、テレビ会議システム一式及び、電子黒板が準備され、ミーティングに必要な可動式の机と椅子が準備されている。教室の前方には黒板が置かれ、両側面には大型のホワイト

ボードを設置、後方には可動式ホワイトボードを準備している。これにより、学生がグループワークをしていく中でディスカッションを可視化することが可能になる。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学附属図書館は、約 50 年前の昭和 40 年に鹿児島大学中央図書館として開館している。それまで鹿大の附属図書館は、文理学部分館、教育学部分館、農学部分館、工学部分館、医学部分館と、水産学部分館に分散していたが、これは新制大学の母体となった旧制第七高等学校や専門学校の蔵書を各学部が引き継いだものであった。平成 9 年に床面積 12,703m²、地上 5 階地下 2 階の新築の図書館として生まれ変わり、これが現在の中央図書館である。

現在、分館も含めた附属図書館の蔵書数は 1,254,413 冊、雑誌 42,674 種となり（研究用貸し出し図書も含む）、これは九州内の大学図書館の中では九州大学に次ぐ規模である。

なお、本学教育学部附属教育実践総合センターには、同センターが平成元年に附属教育実践研究指導センターとして設置される以前から本学部が設置していた「総合資料室」があり、1 万種を超える蔵書（寄贈図書含む）や雑誌、新聞、視聴覚教材の収集・保存に努めており、幼稚園教育要領、小・中・高・特別支援学校における各種指導要領をはじめ、小・中学校の各教科の教科書や指導書を常備し、貸出も行っている。

(4) 大学院学生の研究室等の考え方、整備計画

現在、大学院学生用の研究室は、修士課程においては講座によっては確保されているが、研究科全体としては、第 1 講義棟 3 階に大学院生研究室 3 室（30 m² 2 室・36 m² 1 室）を設けている。各室とも 12 名定員であり、机と椅子、ロッカー等が設置されている。学生は、入学後、利用申請を行い、1 年間使用することができる。改組後は、定員が 20 名となるので、学生全員が利用できるように、生涯教育総合研究棟 2 階に大学院生研究室 1 室（49 m²）を設ける予定である。（【資料 8】参照）

また、学生同士、教員スタッフと学生がミーティングできるように、現在の院生研究室と隣接している教室を談話室に転用する。この談話室は、学部学生も利用可とし、進学を希望する学部学生が教職大学院の学びを知る機会を設ける。

8. 基礎となる学部との関係

鹿児島大学教職大学院は、鹿児島大学教育学部の学修を基礎としてカリキュラムを

構成している。同教育学部は小学校教諭、中学校教諭一種免許状の取得を卒業要件とし、幼稚園及び特別支援学校一種免許状も取得可能としている。令和2年度の改組で、学校教育教員養成課程に一本化し、初等教育コース、中等教育コース、特別支援教育コースを設けた。学生定員は190名である。

改組後は、教職大学院の選択科目を学部4年生でも履修可能にし、進学後は修得単位として認めることとしている（鹿児島大学学部生の大学院授業科目の履修に関する細則；平成30年3月15日細則第3号）。

教育学研究科を構成している教育実践総合専攻（修士課程）については、令和2年度までで学生募集を停止してその機能を閉じ、学校教育実践高度化専攻（教職大学院）に一本化する。

教職大学院の専任教員はこれまで、一部の大学院専従を除き、教育学部の教職科目を担当したり、教職支援に係る取組（附属教育実践総合センター兼担教員及び教員養成基礎講座等の担当）に関与したりしている。一方で、教育学部の専任教員の一部もこれまで、教職大学院の兼担教員として科目の担当をしてきた。改組後は、専任教員として特定教科の指導法開発などの科目や実習の担当などの教育面だけでなく、入学試験や教育課程編成、学生募集等の運営面にも関与してもらうことになる。

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者選抜の基本的な考え方（アドミSSION・ポリシー）

本学教職大学院は、上述したように、人と人、学校と学校、アイデアとアイデアを「つなぐ」という発想のもと、教職大学院がもつコンサルテーション機能（多様な専門性を有する大学スタッフとの協働）とシンクタンク機能（多様な情報や事例・知恵の収集と活用）を、教育現場で活用するという基本コンセプトの下、以下のように入学者受入方針（アドミSSION・ポリシー）を策定している。

<求める人材像>

教育学研究科学校教育実践高度化専攻では、次のような人材の入学を期待しています。

- ・ 学士としての確かな基礎学力と教職における基本的な知識・技能を有し、教育職員一種免許状を有している人、または取得見込みの人
- ・ 教師としての明確な問題意識・関心を持ち、幅広い教養と柔軟な思考力を持つ人
- ・ 教職実践力を高める上で必要な、「コミュニケーション力」「指導力」「協働力」を有している人

<入学前に身につけておいて欲しいこと>

- ・ 学士レベルの基礎学力と教職における基本的な知識や技能
- ・ 教職や学校教育の諸課題に関心を持ち、多様な観点から考えられる力
- ・ 様々な他者とコミュニケーションをしたり、協働したりできる力

＜入学者選抜の基本方針＞

本専攻の入学者受入方針にしたがい、入学者選抜に際しては、小論文及び口述試験を課し、入学希望者の資質と能力を多面的に総合評価します。

(2) 入学定員

学校教育実践高度化専攻 20名

(3) 入学試験

＜実施時期＞

A日程：10月下旬 B日程：12月下旬 C日程：2月中旬

(注) A日程で定員を充足できた場合にはB日程を、B日程までで定員を充足できた場合にはC日程は実施しない。なお、B日程、C日程を実施する場合には本学ホームページにて公表する。

＜出願資格＞

大学院入学資格を有し、かつ教育職員免許法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校教諭の普通免許状（一種）を有する者

＜選抜方法＞

入学者の選抜は、学力試験（小論文、口述試験）によって行う。

10. 取得可能な資格

幼稚園教諭専修免許状

小学校教諭専修免許状

中学校教諭専修免許状

(国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語)

高等学校教諭専修免許状

(国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、英語)

特別支援学校教諭専修免許状

(知的障害者に関する教育の領域)

(肢体不自由者に関する教育の領域)

(病弱者に関する教育の領域)

養護教諭専修免許状

*免許未取得者が入学した場合の工夫

入学試験の出願資格において、教員の普通免許状を有する者（当該年度での取得見込み者を含む）という条件を付しているため、免許状の未取得者は在籍しない。ただし、37頁でも述べたように、小学校教諭免許状未取得者のために、小学校教員免許取得プログラム（3年コース）を設けることにしている。

11. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施

本学教職大学院の学生定員20名のうち10名は、これまでどおり、鹿児島県教育委員会及び鹿児島市教育委員会から派遣される現職教員を予定しており、「14条特例」を適用した教育を行うこととしている。

これまでどおり、現職教員学生は、2年次には現職校に戻って勤務をしながら、実習や省察科目を履修し、研究成果報告書を作成することになる。14条による教育方法を適用し修了させるために以下のとおりの工夫を行ってきた。

ア 修業年限

2年課程のみとする。

イ 履修指導の方法

鹿児島県教育委員会と共同で実施する入学前の事前説明会及び、入学後のオリエンテーションで履修指導を行う。

ウ 授業の実施方法

詳細は、「5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件」にて説明しているとおりである。

エ 教員の負担の程度

上記のとおり、現職教員学生は2年次に勤務校で実習及び省察科目を履修するが、このうち、省察科目（「教職課題研究Ⅱ」・「特別支援教育教職課題研究Ⅱ」）については、専任教員がチームを組み訪問して指導を行う。現職教員学生によっては、本学から離れた地域に勤務している者もいるので、移動に関して教員、学生双方とも負担にならないよう、専任教員チームが月に1回程度勤務校に出向いて指導を行うほか、学生が月に1回程度大学に出向いて指導を受けるという方法をとる。

オ 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

本学の郡元キャンパスは鹿児島市のほぼ中央に位置し、交通も至便である。本学教育学研究科では、学生の在学中、年末年始の休業期間中を除けば、土日休日を問

わず、学生は自身の学生証である IC カードを利用して学生の学習室や図書館の利用が可能である。また、学生には入学時に、卒業後も利用可能な本学のメールアドレスが与えられるが、同時に付与される本学情報基盤センターの利用証の ID で学内キャンパスの無線 LAN にアクセス可能であり、学内 LAN につながっていれば、各種統計処理ソフトや図書等の検索、電子ジャーナルのダウンロード等が可能である。

カ 入学者選抜の概要

詳細は、「9. 入学者選抜の概要」にて説明しているとおりである。

12. 管理運営

(1) 執行機関

本学教職大学院開設後、以下に挙げる委員会を設置し、管理運営体制を構築してきた。改組後においても、これに準拠した体制を踏襲する。なお、これらの委員会のほかに、37 頁でも述べたように、現職教員学生の「高度化実践実習Ⅰ（または特別支援教育高度化実践実習Ⅰ）」及び「重点領域実践実習Ⅰ（または特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ）」の免除審査を行う実習免除審査委員会と、現職教員学生の「高度化実践実習Ⅱ（または特別支援教育高度実践実習Ⅱ）」の免除審査を行う特別審査委員会が設置される。

- ① 学校教育実践高度化専攻運営委員会
- ② 教務委員会
- ③ 学生生活委員会
- ④ 実習検討委員会

②～④の委員会で審議された事項については、①に上程され、審議・承認された後、研究科委員会で最終的に承認される。

(2) 審議機関

「6. 教育課程連携協議会について」で述べたように、「鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会」が設置されており、鹿児島大学からは、理事（教育担当）、教育学研究科長、教職大学院専攻長、教育学部副学部長、教育学部事務長が、鹿児島県教育委員会からは、教育次長、総務福利課長、総務福利課企画監、教職員課長、義務教育課長、義務教育課指導監、高校教育課長、総合教育センター所長が、教育現場からは、鹿児島大学教育学部代用附属学校長の鹿児島市立田上小学校長、鹿児島市立伊敷中学校長がそれぞれ委員となる。同協議会は、①鹿児島県教育委員会との連携による学校教育実践高度化専攻の授業科目の開設、教育課程の編成等に関する基本的な事項、②鹿児島県教育委員会との連携による学校教育実践

高度化専攻における授業の実施その他教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項、③実習校の選定に関する基本的な事項、④その他学校教育実践高度化専攻の運営についての基本的な事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

13. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価の体制

平成31年度に設置された「鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻教育課程連携協議会」において、教育及び研究の実践に関する評価を実施する。

この外部評価の基礎資料として、学校教育実践高度化専攻運営委員会のもとで自己点検・自己評価を行う。基礎資料の作成にあたっては、教育学部・教育学研究科に設置した教学IRチームが携わる。同チームは、学部長（研究科長）の指名によって構成され、入試や教育課程、就職等に関わる調査を企画立案する。各委員会は、企画をもとに調査等を実施し、その結果をもとに、評価及び点検を行う。なお、本学教職大学院においては、専任教員のみならず、教育課程や事務運営に関わるすべての構成員が責任をもって点検・評価・分析を行う。

(2) 自己点検・評価の方法

本学教職大学院の教育目標と年度計画の達成状況、問題点や課題の洗い出し、次年度に向けた改善策の検討を、各種外部評価指標である一般財団法人教員養成評価機構や有識者会議報告で挙げられた事項を参照して実施する。

また、開設以来実施している、在学生による授業アンケートを継続して実施する。同アンケートは、年4回各タームで、ウェブ上で匿名実施され、学生から上がってきた授業や実習、設備等に関する要望等の事項は学生生活委員会で整理分類され、各委員会に振り分けられて検討される。改善策を提示できるものについては、全学生が参加するゼミの後に伝達される。加えて、教育相談週間や、FDの一環で実施されるFD座談会において、学生からの意見や要望等の把握に努め、即応できる体制を今後も維持する。

(3) 自己点検・評価の公表

これらの評価については、年次報告書やHP等を通じて公表し、その一部は、毎年開催される成果発表会にて発信される。

14. 認証評価

本学教職大学院は、令和2(2020)年度(開設4年目)に一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受けることにしている。そのため、学内に認証評価検討WGを組織し、準備に当たる。

ア 認証評価を受ける計画等の全体像

平成31(2019)年4月	認証評価受審について教職大学院教員会議で説明
令和元(2019)年8月	認証評価担当者及び分担を決定
令和元(2019)年11月	令和2年度認証評価の申請
令和元(2019)年12月	令和2年度認証評価実施説明会への担当者出席
令和2(2020)年4月	令和2年度認証評価実施通知を受理
令和2(2020)年5月	認証評価機関との協議(自己評価書事前確認)
令和2(2020)年6月末	自己評価書一式の提出

イ 認証評価を受けるための準備状況

自己評価書の執筆及び関係資料の収集・整理については、専攻長を中心に、教職大学院スタッフで分担し準備を進めている。

令和2年度中に、一般財団法人教員養成評価機構から認証評価を受ける予定である。

ウ 認証評価を確実に受けることの証明

一般財団法人教員養成評価機構が実施する令和2年度認証評価事業に、令和元年11月に申請を行い、令和2年4月に評価実施の決定通知を受領した(【資料9】参照)。

15. 情報の公表

本学教職大学院の3ポリシーなどの基本的情報及び活動や成果については、鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻のホームページ(<https://www2-edu.edu.kagoshima-u.ac.jp/teaching/>)にて公表している。

また、学生の研究活動については、毎年発刊する「鹿児島大学大学院教育学研究科学校教育実践高度化専攻(教職大学院)研究成果報告書」にて公表している。さらには、毎年3月第1週に開催する成果報告会では、当該年度の活動報告を公開で行い、広く地域及び学校関係者に公表している。

16. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) FD活動

本学教職大学院では、開設以来、様々なFD活動を行ってきた。大きくは、次の3

つに整理できる。

① 情報共有システム

授業に関しては、随時、相互に授業を見学し合っており、内容等については、毎週、教員会議の後に行われるFD会議にて検討する機会を設けている。このFD会議では、気になる学生の学修状況や、授業リフレクションなどが行われ、専任教員の情報共有の場となっている。

② 持続的な改善システム

対応が必要な事案が生じた際は、随時、関係するスタッフで協議し、FD会議等で報告される。これまでも、組織全体で対策や改善が必要な事案については、その都度、教員スタッフのメーリングリストを用いて共有し、教員会議にて、全員で改善策を検討してきた。このように、全員で事態を把握し改善を行うシステムを機能させ、緊急に対策が必要な事案が生じた場合は、これまでどおり、関係するスタッフで即時対応し、専攻長に報告し、スタッフ全員で共有・協議する場を設ける。

③ 総括的な検討・改善システム

4ターム制を敷いていることから、各タームで、全学生に対して鹿児島大学の学習管理システムmanabaを活用した授業アンケートを実施してきた。要望事項については、学生生活委員会で振り分けを行った上で、各委員会で検討を行い、教員会議で協議した上で学生全員に周知してきた。さらにFD座談会を年1回開催し、教員と学生で、授業や制度の改善について意見交換を行ってきた。

なお、研究科長及び専攻長は、上記3システムで報告された情報をもとに、適宜、教員の資質向上に必要なFD活動（専門家を招聘した講演等）を企画し実施してきたが、引き続き、こうしたFD活動を継続し、更なる教育改善に努める。

17. 連携協力校等との連携

本学教職大学院の連携協力校や実習先は別添（【資料10】）となっており、選定方式等は以下のとおりである。

ア 連携協力校の選定方式

本学教職大学院は、その設置時に鹿児島県教育委員会と協議を重ね、県の要望を踏まえ、これまで、「高度化実践実習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「重点領域実践実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）、「開発実践実習Ⅰ・Ⅱ」（Ⅰが2単位、Ⅱが4単位）の合計12単位を実習科目（必修）とした。

これらの実習を実施するため、本学教職大学院設置時に鹿児島県教育委員会をはじめとし、教育的特色を有する9地域の市町村教育委員会と包括的な協定を結んだ。こ

これらの教育委員会との連携は、現在、「重点領域実践実習Ⅰ」や「開発実践実習Ⅰ」などに結実している。

改組後は、特別支援教育に係る実習として「特別支援教育高度化実践実習Ⅰ・Ⅱ」（各2単位）、「特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）、「特別支援教育開発実践実習Ⅰ・Ⅱ」（Ⅰが2単位、Ⅱが4単位）を加えた中から合計12単位を実習科目（選択必修）とする。

「重点領域実践実習Ⅰ」は、長島町立獅子島小中学校や三島村立三島小中学校といった離島の学校で実習を行ってきた。実習校の選定にあたっては、学生の人数や宿泊施設の都合、船便のスケジュールなど、毎年様々な要素を勘案して決定している。

改組後も引き続き、これらの学校を中心に実習を行うが、今後、高等学校や特別支援学校の教員及び、これらを目指す学生が入学してくることが想定される。しかし、本学教職大学院の理念や目的を踏まえると、同実習では、鹿児島県の地域の特色を活かし、課題解決のための方策を探究していくことを目指すべきであると考え。従って、高等学校や特別支援学校の教員らも原則、同じ実習校を想定している。もっとも、特別支援学校教員は、同実習を「特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ」として行うが、そこでは、小規模校の通常学級における特別支援教育の課題の分析を行い、合理的配慮やユニバーサルデザインの点から支援を考えることを目的とする。

また、今後、現職教員学生によっては、育児や介護など家庭の事情を抱えている者も想定される。すでに協定を結んでいる9市町村教育委員会管内で比較的大学に近い小規模校や複式学級のある学校での実習も行う必要が出てくると考えている。

「開発実践実習Ⅰ」では、研究公開を開催する学校及び、教育委員会や各学校からの要請などを勘案して教職大学院のスタッフが支援する学校の中から実習校を選定している。こちらは、平成30年度から学校サポートプロジェクトとして、「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する取組状況について～グッドプラクティスの共有と発信に向けた事例集～Vol.2」に採択された。

改組後は、これらの成果を活かしつつも、現職教員学生は次年度の「開発実践実習Ⅱ」において、勤務校に効果的な影響を与える仕掛けを構想し、実践していくことから、「開発実践実習Ⅰ」ではそのために必要なノウハウを得ておく必要がある。そこで、毎年、研究実践を行っている鹿児島市立伊敷中学校や田上小学校を実践的な学びの場として位置づける。両校は鹿児島大学教育学部の代用附属学校でもあるので、これまで長きにわたる連携実績がある。

特別支援教育プログラムに係る実習について以下に示す。上述した「特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ」のほか、「特別支援教育重点領域実践実習Ⅱ」は、1週間の集中的な実習として行うが、連携協定を結んでいる鹿児島市内小中学校の特別支援学級

をフィールドとして考えている。「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」は、次年度、勤務校で行う「特別支援教育開発実践実習Ⅱ」で実践を進めるための探究課題を得る機会として、学校と連携していく必要のある外部機関での実習を予定している。個別の支援計画を策定するにあたっては、医療や福祉、幼稚園等の機関との連携が不可欠である。こうした機関で保護者のニーズに応えつつ、個に応じた支援を考えるための学びを提供したいと考えている。

附属学校については、これまで、「高度化実践実習Ⅰ」で附属小・附属中での実習を、また、「重点領域実践実習Ⅱ」では、附属特別支援学校での実習を行ってきた。「高度化実践実習Ⅰ」では、例えば、長期的な指導や評価計画を立案したり、過去の授業実践の改善点を明確にしたりしていく中で、指導法や組織的業務の高度化を図ってきた。「重点領域実践実習Ⅱ」では、個別の指導計画や支援計画などを通して実態を踏まえつつ、授業や指導計画をデザインしたり、課題点を明らかにしたりしてきた。

改組後、「高度化実践実習Ⅰ」は引き続き附属小・附属中での実習を行うが、特定教科に踏み込んだ指導法の高度化も図っていく。

ところで、現職教員学生は、県からの要望を踏まえ、長期に渡る組織的業務に関するアクション・リサーチを2年次に実施し、研究成果報告書を作成するため、勤務校での実習（「開発実践実習Ⅱ」）と省察（「教職課題研究Ⅱ」）を行っている。そのため、勤務校とは個別に連携協定を締結してきた。

改組後は、現行の連携方法を維持しつつ、教科領域及び特別支援教育を含め拡充していくため、高等学校や特別支援学校の教員が進学してくることを想定している。彼らについても2年目は勤務校での実習を行うことから、鹿児島県教育委員会と協議し実習に係る協定を結んだ上で、勤務校から個別に受け入れの承諾を得る。

イ 連携協力校以外の関係機関との連携について

本学教職大学院では、学校以外の実習施設として、鹿児島県総合教育センターやいちき串木野市教育委員会の教育支援センターでの実習を行ってきた。鹿児島県総合教育センターとは、教職大学院設置前から教育学部と連携協定を結んでおり、設置後も様々な取組を行ってきた。毎年、1年次の学生が、同センターで「重点領域実践実習Ⅰ・Ⅱ」の事前指導として、鹿児島県の離島へき地教育及び特別支援教育の現状についてレクチャーを受けている。このほか、任意ではあるが、同センターで行っている事例研究会（年2回）や調査研究発表会（1月末）への参加をしている。一方、本学教職大学院からは、専任教員が同センターの教育相談課と特別支援教育研修課にスーパーバイザーとして派遣され、業務にあたりたり、同センターが行う調査研究で継続的な助言を行ったりしてきた。

改組後は、同センターの両課に加え、教科教育課とも連携し、各教科指導法科目にゲストティーチャーを派遣してもらうことを予定している。また、上述したように、「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」は、医療や福祉、県総合教育センター、幼稚園等の機関との連携を予定し、鹿児島県こども総合療育センターからは受入の内諾を得た。

18. 実習の具体的計画

ア 実習計画の概要

(1) 実習目標と教育上の効果、実習施設に求める要件

上述した本学教職大学院のディプロマポリシーは、以下のとおりである。

- ① 学校教員に求められる職務を責任感と倫理観をもった的確に実践できる能力
- ② 学校の教育課題に対し、学校の一員として協働して取り組み対応できる能力
- ③ 自らの実践を理論に基づいて省察できる能力
- ④ アクティブ・ラーニングの視点から授業改善やカリキュラム・マネジメントを考えることができる能力
- ⑤ 学校教育に係る課題を設定し、解決のための方策を探究できる能力

「高度化実践実習Ⅰ」は本学教職大学院のスタートとなる実習であり、2年間の学びの基盤となる実習科目である。そこでは、組織的業務（研究や研修の推進や校務分掌等）の高度化と、個人の授業実践の高度化の2本柱で活動が構成されており、その高度化を図ることをねらいとしている。主に前者では②に、後者では①、③、④に焦点を当てる。「高度化実践実習Ⅱ」では、「高度化実践実習Ⅰ」での取り組みを土台に、個人の授業実践の更なる高度化を図る点で、①、③、④をねらいとしている。「重点領域実践実習Ⅰ」と「重点領域実践実習Ⅱ」では、鹿児島県の重点的な領域として「重点領域実践実習Ⅰ」では少人数指導等を、「重点領域実践実習Ⅱ」ではユニバーサルデザインの視点から授業や学校のカリキュラム改善を図る取り組みへの参画を通して、主に①や④をねらいとしている。「開発実践実習Ⅰ」では、学校の研修や研究の推進について主に学び、②を主なねらいとしている。「開発実践実習Ⅱ」では、勤務校や連携協力校で長期的な実習に取り組み、主として⑤をねらいとしている。

以上が実習の教育上の効果と実習施設に求める要件であるが、基盤となる「高度化実践実習Ⅰ」では、現行どおり、組織的な業務として研究公開を開催し、自己の実践の高度化を図っている教員が揃う本学教育学部附属小・中学校が適していると考え、そこで実習を行う。「高度化実践実習Ⅱ」では、公立の学校を連携協力校〔現職は勤務校、学部新卒学生は主に現職の勤務校や（代用）附属小学校及び中学校〕という「高度化実践実習Ⅰ」とは異なる文脈での実習が適していると考え。現職教員学生は、本研究科の指導教員、学校長等の管理職と相談しながら、勤務校内での職専免研修と

いう措置のもと、勤務校で学校の教育課題解決やこれからの教育ニーズを先取する実習に取り組む。学部新卒学生は、現職教員学生をメンターとしつつ、本研究科の指導教員や学校長等の管理職と相談しながら、自己の実践の高度化にかかる実習を行う。

「高度化実践実習Ⅰ」と「高度化実践実習Ⅱ」では、特定の学級や教科に身を置き、学校や学級の授業等を参観したり、その流れを意識した授業づくりや実践に学生は取り組んだりするが、学校の管理職だけではなく、各学級や教科の担当者と相談しながら進めることとなる。

「重点領域実践実習Ⅰ」では、これまで教育委員会との連携のもと、三島村の硫黄島や長島町の獅子島といった離島などを中心に、離島域やへき地域の小規模校を連携協力校として教育の現状について学んだり、授業実践を行ったり、その省察を当該学校の教員と行ったりするなどの取組を重ねてきた。「重点領域実践実習Ⅱ」では、附属特別支援学校の教員と学生とが授業実践や実践、省察を行う取組を重ねてきた。改組後も、これらの実習では、約5日間の実習期間中、本研究科教員が同行し、学校の管理職やみなし専任教員とも連携しながら、学生の指導に当たる。

「開発実践実習Ⅰ」では、これまで研究公開や校内研修の推進に焦点を当て、その計画立案や実際の進め方といったPDCAにかかわる学びや、教育委員会と学校との連携や協働による教育課題の改善にかかわる学びを行ってきた。実習の一部は学校サポートプロジェクトとして、本研究科教員が実習校の研究推進や教育課題改善をサポートし、学生はその営みに同行することで、次年度の実践についての方策を学んできた。改組後は、これらの機会を充実させる意味でも、設置初年度（平成29年度）に行っていた代用附属学校である鹿児島市立伊敷中学校及び田上小学校での研究実践の参観や参画を再び採り入れる。「開発実践実習Ⅱ」は、現職教員学生は勤務校の学校の教育課題の解決に主に取組み、学部新卒学生は、学校の組織的な業務などへの更なる習熟を図る実習である。こちらは、原則、「高度化実践実習Ⅱ」と同じ学校や指導体制を進めていく。現職教員学生においては、この実習においても、週1日3時間程度、職専免申請を提出して、実習を行う。

なお、特別支援教育プログラムは、上記の実習をベースに以下の点をねらいとしている。

「特別支援教育高度化実践実習Ⅰ」では、個人の授業実践の高度化を図ること、また、「特別支援教育高度化実践実習Ⅱ」では、組織的業務（研究や研修の推進や校務分掌等）の高度化を図ることをそれぞれねらいとすることから、「特別支援教育高度化実践実習Ⅰ」では上記ディプロマポリシーの①、③、④が、「特別支援教育高度化実践実習Ⅱ」では②、④、⑤が対応する。「特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ」では、離島へき地にある小規模校での特別支援教育のあり方について学ぶことをねらいと

する。また、「特別支援教育高度化実践実習Ⅱ」では、小・中学校の特別支援学級での授業設計・指導のあり方について学ぶ。「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」では、個別支援計画作成の開発にあたり、医療や福祉、教育センターなどとの連携のあり方及び保護者のニーズの把握について実践を繰り返しながら省察していくことから、③を主なねらいとしている。「特別支援教育開発実践実習Ⅱ」では、勤務校や連携協力校で長期的な実習に取組み、主として⑤をねらいとしている。

以上が、実習の教育上の効果と実習施設に求める要件であるが、まず、「特別支援教育高度化実践実習Ⅰ」は、自己の授業実践の高度化を図っている教員が揃う本学教育学部附属特別支援学校が適していると考え、そこで実習を行う。また、「特別支援教育高度化実践実習Ⅱ」も、研究公開や巡回相談等を組織的業務として実施している附属特別支援学校が適していると考えられる。

主に特別支援学校を勤務校とする現職教員学生は、附属特別支援学校の教員の授業実践を学ぶことで、改めて自らの授業実践をどのように高度化させていくかを省察する貴重な機会になると考える。彼らは、2年次に勤務校に戻るようになるが、上記の「高度化実践実習Ⅱ」とは異なり、本研究科の指導教員、学校長等の管理職と相談しながら、職専免研修という措置のもと、勤務校を離れて組織的業務の高度化を図ることになる。もっとも、37頁で記したように、負担軽減とこれまでの実績に応じて、「特別支援教育高度化実践実習Ⅱ」は、1年次に審査を行い免除されることもある。

一方、学部新卒学生は、現職教員学生をメンターとしつつ、本研究科の指導教員や学校長等の管理職と相談しながら進めていくことで、特別支援学校の実務内容の全体像を構造的に理解し、個々の実務内容の関連性が明確になると考える。

「特別支援教育重点領域実践実習Ⅰ」では、「重点領域実践実習Ⅰ」と連動させて、離島域やへき地域の小規模校を連携協力校として特別支援教育のあり方について学んだり、授業実践を行ったり、その省察を当該学校の教員と行ったりするなどの取組について、同行した本研究科教員が、学校の管理職やみなし専任教員とも連携しながら、学生の指導にあたることにより、離島へき地の小規模校で、ユニバーサルデザインや合理的配慮を踏まえた教育をどのように展開していくことが求められているかが明らかになると考える。また、「特別支援教育重点領域実践実習Ⅱ」は、連携協力校の特別支援学級での実践となるが、研究実践を積み重ねている鹿児島市内の小・中学校の特別支援学級で、同行した本研究科教員が学校長等の管理職とも連携しながら進めていく。学部新卒学生においては、特別支援学級の授業におけるねらいや目標の設定、環境や教材・教具の設定などを学ぶことで特別支援学級という異なる文脈での授業力の向上を図ることができると考えられる。現職教員学生においては、優れた実践の共有や成果の波及に主眼を置くが、そうした中で、例えば、交流学級との連携に関する教育実

実践研究などを推進することができる。

「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」では、医療や福祉などの現場に関わることで、個別の支援計画作成において、こうした機関や保護者との連携に係る課題解決のための方策を得ることを目指す。「特別支援教育開発実践実習Ⅱ」は、「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」で学んだ内容や手法を踏まえて、現場実践に係る課題の探究を行う。現職教員学生は勤務校の学校の教育課題の解決に主に取り組むことで、自身の実践力の向上だけでなく、探究課題の解決を通して学校にも効果的な影響を与えることができる。学部新卒学生は、学校の組織的な業務などへの更なる習熟を図ることができる。

以上、双方において期待される教育上の効果として、鹿児島県の教員に求められる力量の形成が挙げられる。鹿児島県は全県異動であり、離島域やへき地域への勤務が求められる。そうした学校では、職員の数も少なく、特別な支援を要する子どもたちへの配慮や指導、学校の校務分掌などの組織的業務等、一人ひとりの教師の理解や的確な実践が重要となる。かごしま教員育成指標をシラバスに記入することで、地域に根ざした教員育成への志向性を、今回は一層強めることとした。

(2) 実習単位、実習の主な内容、実習期間・時間、学生の配置人数

実習名称（年次；単位数）、実習期間・時間、実習の内容、学生の配置人数については、【資料Ⅱ】に示した。

実習の特色を踏まえつつ、1年次の実習は、基本的には現職教員学生と学部新卒学生とがペア（あるいはチーム）を組んで探究活動や省察を行う。両者は、連携協力校の特色を踏まえつつ、職能段階に即したシラバスの目標を踏まえた探究課題を設定し、学校と協力しながら、課題の改善や解決を目指して探究する。そのプロセスにおいて、前者が、後者に対して実践的な知恵を提供するとともに、両者が、経験の異なる教員との協働について、実践的に学ぶことになる。協働についても、教職課題研究等の省察科目において振り返りながら、専任スタッフから、指導や支援を受けていく。上述したように、現職教員学生の実習は、職専免申請をした上で行うが、その内容について、自身の探究活動に関わるものであれば、例えば、校内研修の準備から実施、実施後の省察までを実習とすることができ、原則、これらは勤務時間内に実施する。

(3) 問題対応、きめ細やかな指導を行うための実習委員会の設置等

本学教職大学院では、実習において問題への対応やきめ細やかな指導を行うために、実習検討委員会を設置し、およそ月に一度、実習の計画や指導体制、評価に関する内容を審議・検討する。

また、これとは別に、FD活動の一環として、月に一度、FD会議を行い、講義や院

生の様子についてスタッフが意見交換する機会を設け、学生の状況や指導上の留意点などについて協議したり、合意形成を図ったりしていく。実習中の学生の様子をここで報告し情報を具体的に共有するなどして、個別の案件についても、組織的な対応を進めるよう留意していく。

(4) 学生へのオリエンテーション内容と方法

本学教職大学院は、学生のキャリアや関心(目指す教員像や授業観、学校像を含む)と、大学での各講義や実習(学修トピックや教育的特色)との関係性を重視する。そのために、1年次の「教職課題研究Ⅰ」と連動させたオリエンテーションを行う。まず、同科目において、学生のキャリアや関心と教職大学院のカリキュラムとの対応関係を明確化(関心相関マップを作成する等)する。その結果を、デジタルポートフォリオに綴り、情報を共有する。

年度当初に総括的に行われる実習のオリエンテーションにおいても、上記の関心相関マップを用いて、学生のキャリアや興味関心と実習内容との対応関係を明確化する。また、実習(「開発実践実習Ⅰ」)によっては、連携協力校の教育的特色、研究や研修計画をもとに、実習に赴く学校を決定していく。

実習科目の事前指導やオリエンテーションは、例えば、「重点領域実践実習」等において、県全域の動向や特色、行政の取り組みを踏まえるために、県総合教育センターと連携して実施する場合もある。

イ 実習指導体制と方法

実際の実習の指導にあたっては、学生と同様、大学教員も、各自の専門性や経歴と実習チームの課題やテーマとの関連を重視しながら、実習指導チームを組み、指導体制を構築する。

1年次の実習については、学生が特定教科の指導法を探究テーマとして掘り下げる場合には、授業担当ではないが、学部に軸足を置く専任教員がアドバイザーとして実習に関与する。2年次の実習については、学部に軸足を置く専任教員は研究成果報告書の指導担当になることから、実習指導チームに入り、適宜、実習指導に関与する。特別支援教育プログラムの実習については、同プログラムを希望する学生が進学してきた場合の対応となるため、形式上、担当者は1名のみ配置しているが、他の専任教員も含めて指導チームを構成する。

(1) 巡回指導計画(指導者の配置、人数、役割(内容)、巡回スケジュール(巡回回数など))

実習名称、省察担当者、主な役割（内容）とスケジュールについては、【資料 12】のとおりである。

なお、本学教育学部のキャンパス内に附属小学校及び附属中学校が位置しており、移動には徒歩で5分程しかかからず、移動にかかる負担は少ない。

(2) 実習担当教員ごとの勤務モデル（実習の巡回スケジュール・完成年次の授業科目、オフィスアワーの設定、教授会等の管理運営への参画も含む）

改組後、1年次実習の省察担当となる専任教員は、研究者教員1名と実務家教員2名から構成するが、基本的には担当外の専任スタッフが適宜、関与する。また、実習校への同行が困難な状況であっても、実習中は、デジタルポートフォリオへの記載を求め、学生の省察に対してフィードバックを行う。

2年次実習には、専任スタッフ全員が省察担当となっているが、このうち学部に軸足を置く専任教員については、指導学生がいる場合に勤務校や連携校へ指導チームを組み、学生と日程調整を行った上で、少なくとも月に1回は学校を訪問する。

なお、特別支援教育プログラムは、専任教員1名が省察担当となっているが、適宜、担当外の専任スタッフが関与していく。

完成年次の授業科目については、【資料 13】に記したとおりである。1年次の実習は教職大学院に軸足を置く専任教員が担当し、適宜、学部に軸足を置く専任教員が関与する。1年次の時間割としては、月曜日及び火曜日午後を実習日として設定しており、実務家教員を中心に実習に立ち会えるように設定している。また、2年次の実習においては、学生の探究課題に合わせて指導チームを構成するが、学生、特に現職教員学生の勤務との調整をし、その都度、訪問日程を決定する。

管理運営については、専任教員は全員、研究科委員会への出席が義務づけられる。また、運営委員会等への委員として関与し、個々の意見が審議に反映されるような仕組みを作る。

オフィスアワーは、出張等を除き、全教員スタッフが週に1時間程度設定し、学生に周知する。2年次においては、勤務終了後に指導を受ける現職教員学生のために、平日の17時～19時に教員スタッフが少なくとも1名、教室に常駐する時間帯（集合型オフィスアワー）を設ける。

(3) 実習計画全体が掌握できる年間スケジュールと形態

各実習の主な期間は、【資料 14】のとおりである。

また、実習形態は、次の4パターンを典型としながら、教職大学院と連携協力校等が、学生の学びの状況を踏まえつつ、1単位科目が30時間以上、2単位科目が60時

間以上、4単位科目が120時間以上確保するように、柔軟に設定できるものとする。

＜県の教育課題や要望（学修トピック）、教育的特色等の整理と分析＞の例
・全国的な学力調査の結果を分析⇒活用型学力の更なる向上が必要

＜連携協力校の教育的特色や研究・研修テーマや、学校・学級の実態＞の例
①「思考・判断・表現」は、一部改善が見られたものの、課題が残されたまま。
②情報を整理し、論理的に考えて、記述する力に課題が見られた。

連携協力校の決定
探究テーマの設定

学生のキャリアや関心（目指す教員像や授業観、学校像含む）。（場合によってペア等を編成）

本研究科教員の専門性や経験等を基に、担当者を複数決定する。

半日型：主に高度化実践実習群において、半日、連携協力校において実習を行う。これまでの経験を振り返り、経験の乏しい業務に関する習熟度を高める。また、先進的な実践（ICT、アクティブ・ラーニング等）に関する実践に接近しつつ、自らも実践することで、自己の実践を革新し、その高度化を図る。実践の計画や事後の振り返りを、残りの半日の講義等での学びと連動させ、理論と実践の往還を図る。授業実践の必要に応じて、期間中に1週間集中的に実施することもある。

短期型：主に重点領域実践実習群において、短期間（1週間程度）に渡り、小規模校や特別支援学校、連携協力校の特別支援学級にて、鹿児島県の教育課題に即した実践的な課題解決に取り組む。

分散型：「開発実践実習Ⅰ」において、10月～3月の間に、のべ10日間程、インターバルで、実習を行う（「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」においては、5月～3月）。小中一貫教育や中高一貫教育、コミュニティスクール、またアクティブ・ラーニングや生徒指導、ICT活用、保護者支援といったトピックに関連する連携協力校等の組織的な営みを学ぶ。連携協力校等の研究計画や研修計画、プログラムに柔軟に対応できるように、柔軟に実習を組む。例えば、土日や祝日に開催される公開研究会等や、その事前準備、事後の成果検討会への参画等が想定される。場合によっては、冬季休業期間等において、連携協力校の研究成果の取りまとめや次年度の研究・研修計画策定に関する会議等へ参画することも想定している。また、特別支援教育開発実践実習Ⅰでは、ケース業務及び保護者支援といったトピックに関連する専門機関の組織的な営みを学ぶ。専門機関

の業務に柔軟に対応できるように実習を組む。

長期型：「開発実践実習Ⅱ」（あるいは「特別支援教育開発実践実習Ⅱ」）において、長期間（週に3時間から1日、年間のべ約40日程度、夏季及び冬季期間も柔軟に利用）の実習に取り組む。1年目の学修内容を生かした、総合的・多面的な課題探究を行う。現職教員学生は、主として勤務校での実習を行い、生徒指導や学級経営、研修や研究、教育課程編成等、学校の組織的な営みに参画しながら省察を繰り返し、課題発見・探究のサイクルを持続的に展開する。学部新卒学生は、主として現職教員学生の勤務校や連携協力校にて実習を行い、学校や現職教員学生の指導を受けながら、その組織的な営みに参画し、実務の習熟を進めると共に、学校現場における課題解決に参画しながら、他者と協働する資質や能力を育む。

（4）学生のフィードバックや学生の実習中、実習後のレポート作成・提出等

本学教職大学院においては、デジタルポートフォリオを活用している。本学教職大学院では、離島域やへき地域、勤務校での実習が行われる。こうした物理的な距離がある際、本研究科教員が指導や助言を行えるようにするためのデジタルポートフォリオは、非常に重要なツールである。

実習科目の評価は、デジタルポートフォリオに綴られた学びのプロセスや生産物を重視し、エビデンスに基づいて行う。そのため、前述した関心相関マップ、実習の事前指導やオリエンテーションで設定した探究課題やテーマ、実習中の活動記録や学びの記録を、このデジタルポートフォリオに綴っていく。

学生の学習活動と評価活動をサポートする学習支援システムとして、デジタルポートフォリオを運用することで、学生の多面的、かつ持続的な探究活動を指導・支援していく。例えば、指導案だけでなく、自己の板書の写真を綴ったり、授業の部分的な動画を保存したりして、授業やその時の子どもの反応、言動等を蓄積する（実践のエビデンス）。それを振り返り、自己評価した結果や学生間での相互評価コメント、連携協力校の教員や本研究科教員と明確化した改善点や向上点を、記録していく（学びのエビデンス）。

こうしたデジタルポートフォリオの記録などを活用して、主に「教職課題研究Ⅰ・Ⅱ」で、リフレクションを進め、実習の学びに関するレポートや成果報告文の作成に関する指導を進めていく。

ウ 施設との連携体制と方法

（1）施設との連携の具体的方法と内容

本学教職大学院の実習科目や省察科目は、実習校等にアウトソーシングするのではなく、専任教員が実習校等に出向いて（一部はTV会議システムを利用した）指導を行ってきた。

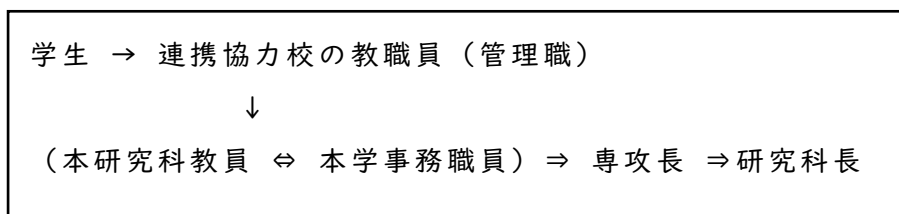
また、鹿児島大学教職大学院教育課程連携協議会のもと、設置された実習連携プロジェクト部会では、連携協力校の教員と本学教職大学院専任教員とで、実習の具体的な内容に関する事項や実習中のトラブル等に関する事項について協議を行ってきた。改組後は、この連携を維持しつつ、教職大学院に軸足を置く専任教員だけでなく、学部にも軸足を置く専任教員も随時、学校現場を訪問できる機会を設ける。

(2) 相互の指導者の連絡会議設置の予定等

改組後も引き続き、鹿児島大学教職大学院教育課程連携協議会の下に、実習連携プロジェクト部会を設置し、広く相互の指導者の意見を聞く機会を設ける。

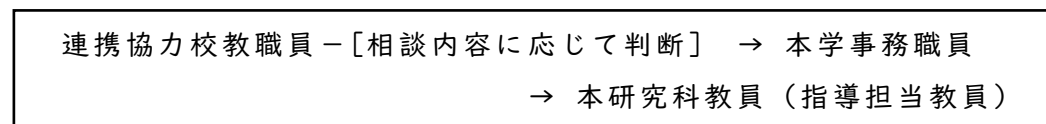
(3) 大学と実習施設の緊急連絡体制

改組後も、学生に関する連絡体制として、万一、学生が関わる事故が発生した場合は、以下のようなルートで情報を共有し、対応していく。



学生本人が、連絡が困難な場合には、連携協力校の教職員から大学（指導担当者もしくは本学事務職員）に連絡し、学内で対応チームを即座に編成する。

また、連携協力校教職員に関する連絡体制は、以下のようなルートで情報を共有していく。



このように、事務職員と本研究科教員とが情報を共有し、必要な対応について、専攻長や研究科長と連絡・協議する。

(4) 各施設での指導者の配置状況

「高度化実践実習Ⅰ」、「重点領域実践実習Ⅱ」では、附属小学校及び附属中学校、附属特別支援学校のみなし専任教員、学校長や副校長といった管理職を中心とした指導体制とする。適宜、必要に応じて、学生の配属された学級担任などからも助言を受けられるようにする。「高度化実践実習Ⅱ」や「開発実践実習Ⅱ」では、現職教員学生は勤務校の学校長といった管理職と探究課題を共有し、実習を進めてきた。改組後も引き続き、また、これまでの学びと2年次の実習を繋ぎ、省察を促し、研究成果報告書を完成していく授業（「教職課題研究Ⅱ」、「特別支援教育教職課題研究Ⅱ」）を、大学だけではなく、現職教員学生の勤務校で実施し、これらの実習指導にあたっていく。「重点領域実践実習Ⅰ」及び「特別支援教育重点課題研究Ⅰ」では、基本的に省察担当となっている本研究科教員を中心に、学生に同行して、現地での指導を行っている。必要に応じてテレビ会議システムで大学と連携協力校をつなぎ、省察活動などを行う。「特別支援教育開発実践実習Ⅰ」では、当該施設の施設長（センター所長など）の協力を得ながら、また、「開発実践実習Ⅱ」及び「特別支援教育開発実践実習Ⅱ」では、各学校の学校長といった管理職の協力を得ながら、基本的に本研究科教員が学生の実習指導に取り組んでいく。

(5) 実習前、実習中、実習後等における施設との調整・連絡等

各実習には、専任スタッフから省察担当者を決めている。省察担当者と学校の管理職や担当者との間で、年間を通じて、日程調整や学生の探究課題などの情報共有、次年度の実習の検討といった、諸々の連絡調整をはかっている。

エ 単位認定等評価方法

(1) 各施設での学生の評価方法

実習中の学生の評価については、基本的にデジタルポートフォリオへの記載状況をもとに行う。このほか、集中型実習（重点領域実践実習群）や分散型（「開発実践実習Ⅰ」など）は、専任スタッフが適宜、様子を観察し、実習ごとに作成しているルーブリックを用いて評価を行う。

(2) 各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携

校長など管理職を含めた施設の指導者とは、訪問時及び実習終了後に様子を聞き、評価の参考にしている。これらについては、指導チームごとに学校訪問報告書の形で提出している。

(3) 大学における単位認定方法

上述したように、学生は、各実習において、デジタルポートフォリオに記録を綴っている。そうした記録や、教職課題研究などを関連させながら整理した実習の学びの成果や生産物などを加味して、実習の評価を行っている。

上記の資料をもとに、本学教職大学院では、基本的に、本研究科教員が中心となって評価を行っている。例えば「高度化実践実習Ⅰ」及び「特別支援教育高度化実践実習Ⅰ」では、附属学校のみなし専任教員にアンケートを取るなどして、成績評価の傍証を得たりするなど、省察担当者が必要と考えた際に、評価の際の情報収集を行っている。

大学における単位認定方法であるが、各実習の省察担当者が中心となり評価情報を集約し、原案を作成している。教員会議や実習検討委員会において原案を検討・審議し、妥当性を確認しながら、最終的な評価を取りまとめ、単位認定を行っている。